



第4次さんようおのだ男女共同参画プラン



令和5年(2023年)3月

山陽小野田市



は じ め に

本市では、平成１７年に施行した「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に基づき、平成１９年に「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定し、社会情勢や国の動向等を踏まえて２度の計画の改定を行いながら、市民、事業者、関係機関の皆様と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指して、今日まで取り組んでまいりました。



現在における、少子高齢化の進展や経済のグローバル化、価値観やライフスタイルの多様化などが急速に変化している現代社会の中には、男女共同参画社会の実現はもとより、性別・国籍・年齢など様々な違いを認め合い、多様性を受容する社会の構築が必要となってきました。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すという基本理念はそのままに、「男女」の枠を超えて、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現を目指し、「誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり」、「誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり」、「誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」を新たな基本目標に掲げ、「多様性」の観点を踏まえた『第４次さんようおのだ男女共同参画プラン』を策定しました。

本プランは、市民アンケートの結果や国・県の動向、本市におけるこれまでの計画推進の成果と課題を検証した結果を踏まえたもので、本市の男女共同参画推進の新たな指針となるものです。

今後は、本プランに基づいて、市民や市民活動団体、事業者の皆様と共に、誰もが笑顔でいきいきと活躍できるまちづくりを推進し、「活力と笑顔あふれるまち、スマイルシティ山陽小野田」を目指してまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プラン策定にあたり、熱心に審議していただいた山陽小野田市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケートやパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

令和５年（２０２３年）３月

山陽小野田市長 藤田 剛二

目 次

第1章 プランの策定にあたって

1	プラン策定の趣旨 -----	1
2	プランの位置付け -----	1
3	プランの期間 -----	2

第2章 プラン策定の背景

1	社会経済情勢等の変化 -----	3
2	国・県の動き -----	6
3	本市の動き -----	9
4	令和3年度男女共同参画に関する市民アンケート調査結果（抜粋） -	10
5	令和3年度男女共同参画に関する事業所アンケート調査結果（抜粋） -	29

第3章 これまでの取組 ----- 32

第4章 プランの基本的な考え方

1	基本理念 -----	35
2	6つの基本理念 -----	35
3	プランの構成 -----	35
4	基本目標 -----	35
5	プランの体系図 -----	36

第5章 プランの内容

基本目標Ⅰ	誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり -----	37
重点項目1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 -	38
重点項目2	政策・方針決定過程への女性の参画の推進 -----	42
重点項目3	誰もが能力を発揮できる就業環境の整備 -----	44
重点項目4	誰もが参加できる地域社会づくりの整備 -----	48

基本目標Ⅱ	誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり-----	51
重点項目5	ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成-----	52
重点項目6	多様性を尊重する人権教育・学習の推進-----	53
基本目標Ⅲ	誰もが安心して暮らせる地域社会づくり-----	56
重点項目7	パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶-----	57
重点項目8	生涯を通じたみんなの健康の支援-----	62

第6章 プランの推進

1	プランの推進体制-----	68
2	国、県等との連携・協力体制の充実-----	68
3	進捗状況の検証-----	68

第7章 計画の指標----- 69

参考資料

男女共同参画に関する行政のあゆみ-----	72
山陽小野田市男女共同参画推進条例-----	78
山陽小野田市男女共同参画審議会規則-----	80
男女共同参画社会基本法-----	81
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律-----	85
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律-----	94
用語解説-----	102

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

本市においては、平成17年に「山陽小野田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念と基本的施策を定めるとともに、平成19年3月に「さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定し、平成24年3月、平成31年3月には改定を行い、男女共同参画の推進に係る具体的な施策について、その推進に努めてまいりました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は、社会のあらゆる分野に根強く残り、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力の根絶など多くの課題があります。

また、人口減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、社会のグローバル化、新型コロナウイルス感染症拡大による影響など男女共同参画を取り巻く社会経済情勢や環境等は大きく変化しています。

こうした流れの中で、本市の男女共同参画の推進について、これまでの取組を継承しながら、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定を踏まえ、「第4次さんようおのだ男女共同参画プラン」を策定することとしました。

2 プランの位置付け

本プランは「男女共同参画社会基本法」及び「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」を勘案し、本市の「第2次山陽小野田市総合計画中期基本計画」との整合性を図っています。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく「市町村基本計画」を包含します。

3 プランの期間

本プランの期間は、令和5年（2023年）度から令和8年（2026年）度までの4年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化を考慮して、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

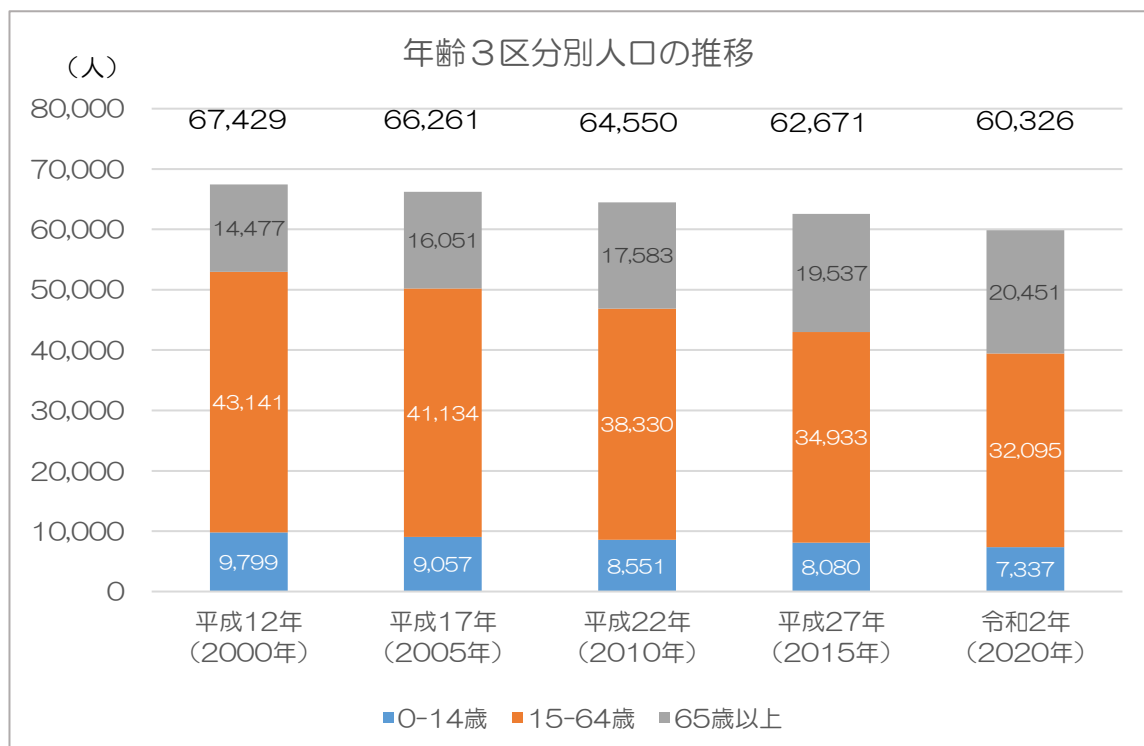
第2章 プラン策定の背景

1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少・少子高齢化

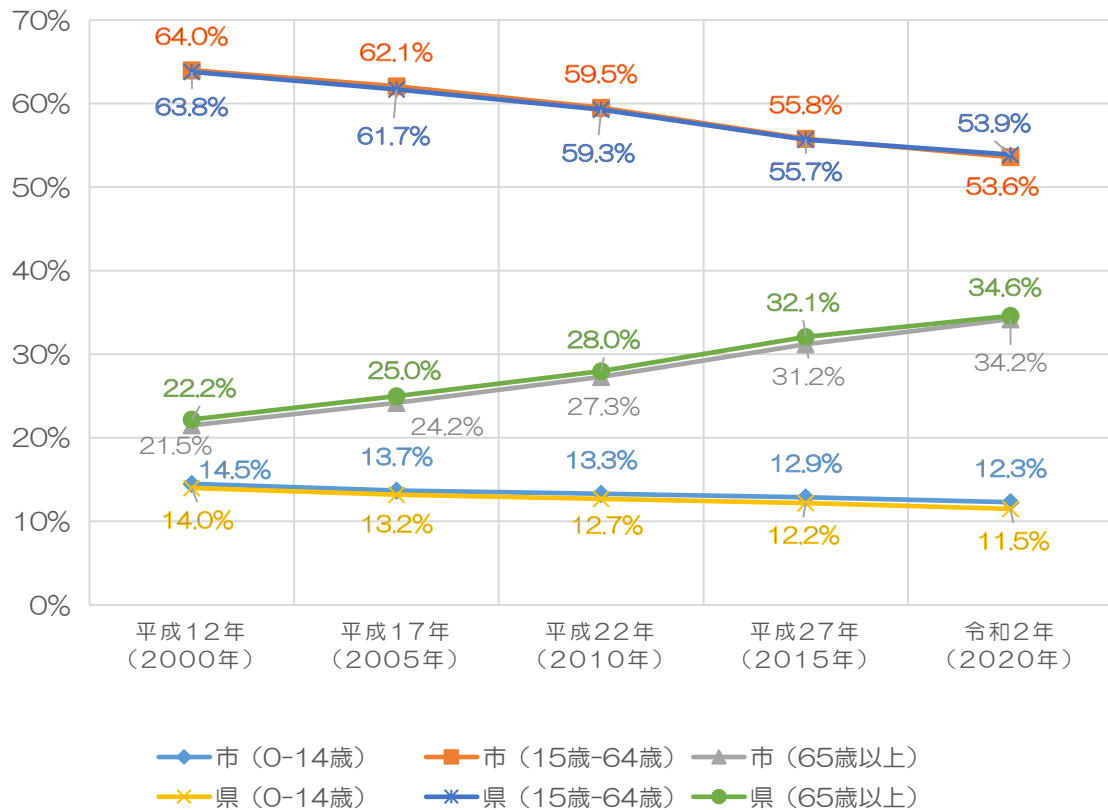
国勢調査からみる本市の人口は、令和2年（2020年）では60,326人となっており、20年前の平成12年（2000年）から約7,100人の減少となっています。

構成比をみると、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）の割合は減少を続けている一方、65歳以上人口の割合は上昇を続け、令和2年（2020年）では34.2%と少子高齢化の進行がみられます。県と比較するとおおむね同じ傾向となっています。期間合計特殊出生率については、年によりばらつきがありますが、現在は全国と同じ数値となっています。



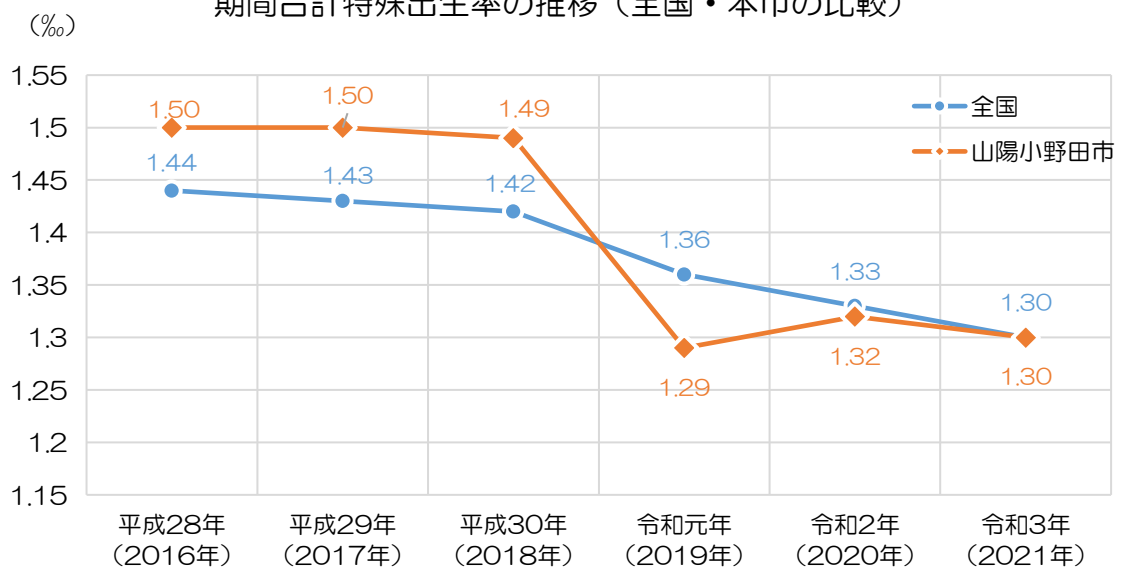
資料：国勢調査
※総人口は年齢不詳を含む

年齢3区分別人口の構成比の推移（山口県・本市の比較）



資料：国勢調査

期間合計特殊出生率の推移（全国・本市の比較）

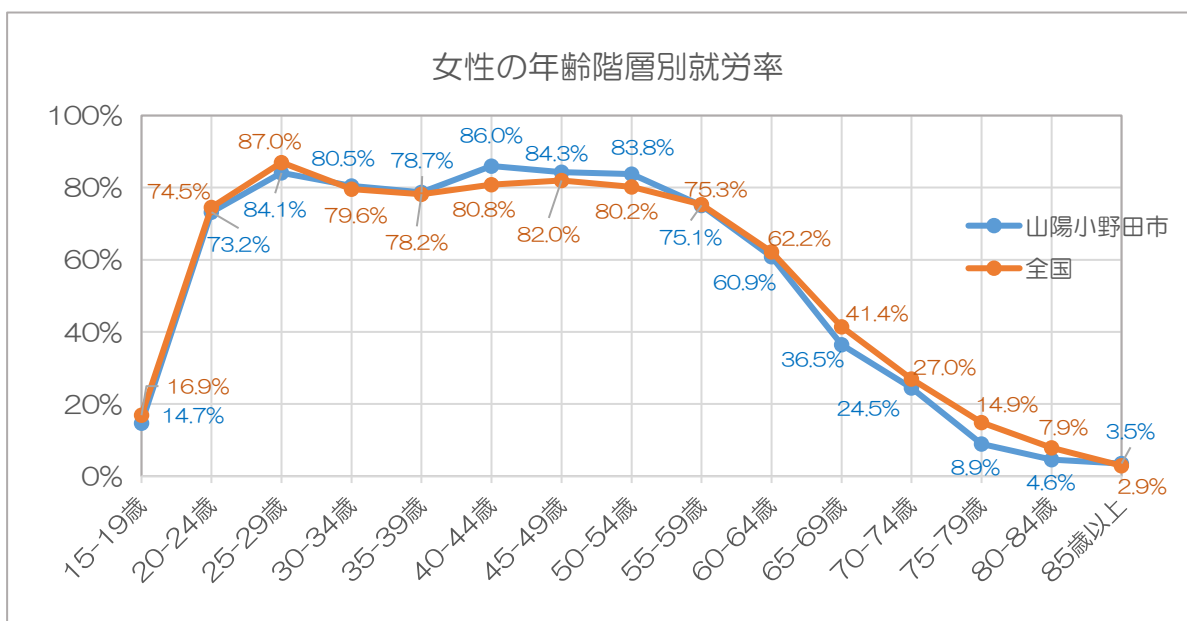


資料：厚生労働省人口動態調査

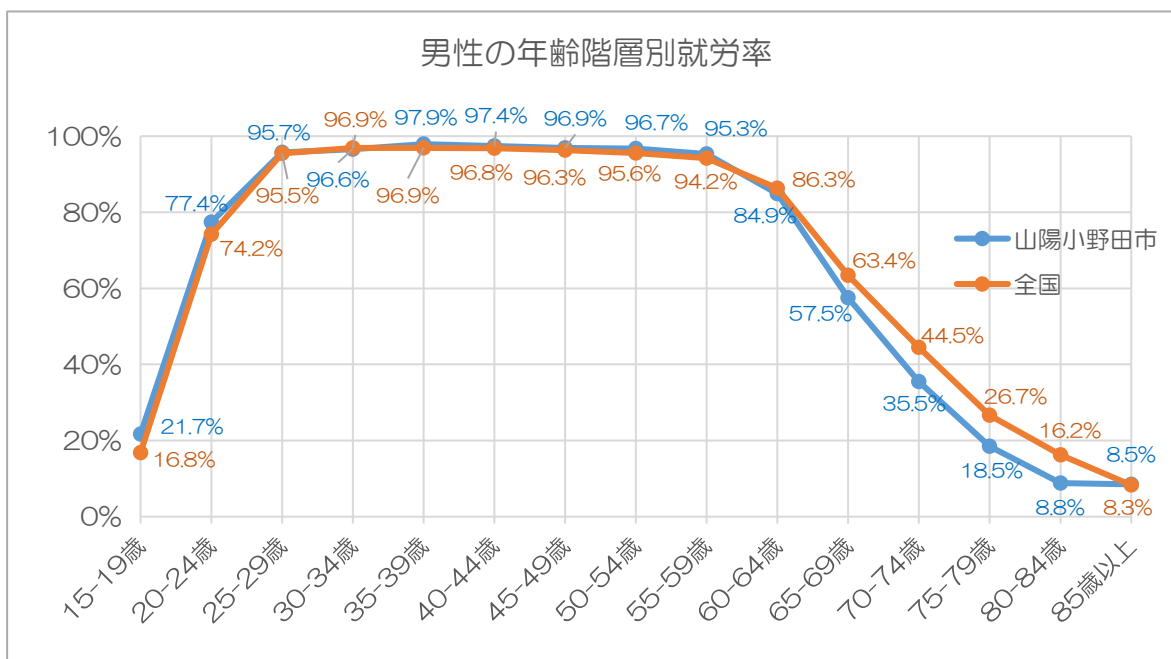
（２）年齢階層別就労率

男女とも定年退職等により 60 歳からの就労率が一気に低下しています。

本市においては、女性の就労率は 20 代後半から 30 代後半まででやや低下し、その後 40 代前半までに緩やかに上昇し、40 代後半から再度低下しており、全体として緩い M 字カーブを描いています。多くの女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育て等が一段落した段階で再び就業している状況がうかがえます。



資料：令和 2 年国勢調査



資料：令和 2 年国勢調査

2 国・県の動き

(1) 国の動き

●「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者 301 人以上から 101 人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元年5月に成立し、令和2年4月から施行されました。（一般事業主行動計画策定の対象企業の拡大については令和4年4月施行）

●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立等

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むように努めることなどが定められました。

また、令和3年6月には、政治参画に向けた環境整備等を促進するため、国及び地方公共団体の取組が強化されるなどの改正が行われました。

●「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31年4月から施行されました。（中小企業の「時間外労働の上限設定」は、令和2年4月から施行）

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月から施行されました。（中小企業は、令和3年4月施行）

●「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業

法」が改正され、平成29年1月に施行されるとともに、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2年6月に一部施行されました。

また、男性の育児休業取得促進等に向け、「産後パパ育休」の創設などを盛り込んだ、改正育児・介護休業法が令和3年6月に成立しました。

●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などの事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、これらの女性への支援に関する必要な事項を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、令和4年5月に公布されました。

●「配偶者暴力防止法」の改正

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、令和2年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和2年6月に決定されました。

●SDGs達成に向けた取組

平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs）における17ある目標の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。平成28年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取り組んでいます。

●国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画」を改訂した「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

（2）県の動き

●「やまぐち未来維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業・大学、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、令和4年12月に策定しました。

プランの重点施策に、「女性の「働きたい」を応援する取組の強化」や、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

●第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として令和2年3月に策定しました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

●「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を令和3年3月に改定し、DV対応と児童虐待との連携などを強化しました。

●性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を平成29年1月に男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を実施しています。

●男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」を令和元年9月に実施しました。

●県の「第5次山口県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法及び山口県男女共同参画推進条例に基づく「第5次山口県男女共同参画基本計画」が令和3年3月に策定されました。

3 本市の動き

●「男女共同参画宣言都市」の宣言

本市は、平成24年9月29日、「山陽小野田市男女共同参画宣言都市記念式典」を開催し、誰もが自分らしく生きがいを持って輝けるまちを目指すことを宣言し、「男女共同参画宣言都市」となりました。また、平成22年に10月1日を「女性の日」と定め、(その後「男女共同参画の日」と名称変更)、毎年男女共同参画を推進する講演会の開催や「女(ひと)と男(ひと)の一行詩」の作品応募と入賞発表を行い(令和3年度で終了)、男女共同参画社会づくりに向けて取り組んできました。

●市民・事業所アンケート調査の実施

令和3年12月、男女共同参画に関する市民アンケート及び事業所アンケート調査を実施しました。

●「第二次山陽小野田市総合計画中期基本計画」の策定

平成30年3月、平成30年度から向こう12年間を計画期間とする本市の最上位計画である「第二次山陽小野田市総合計画」を策定し、「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて諸施策を推進してきました。

令和4年3月、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする中期基本計画を策定し、前期基本計画の諸課題を踏まえつつ男女共同参画社会の推進を含むあらゆる施策の推進に取り組むこととしています。

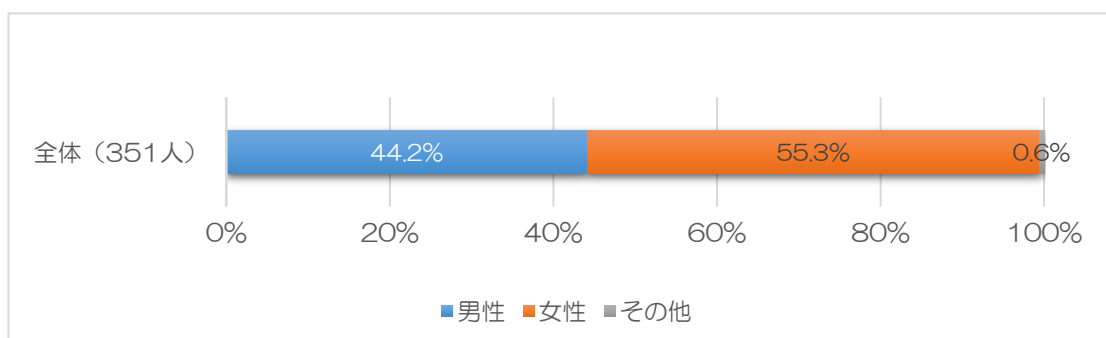
4 令和3年度男女共同参画に関する市民アンケート調査結果（抜粋）

（１）調査の方法及び回収結果

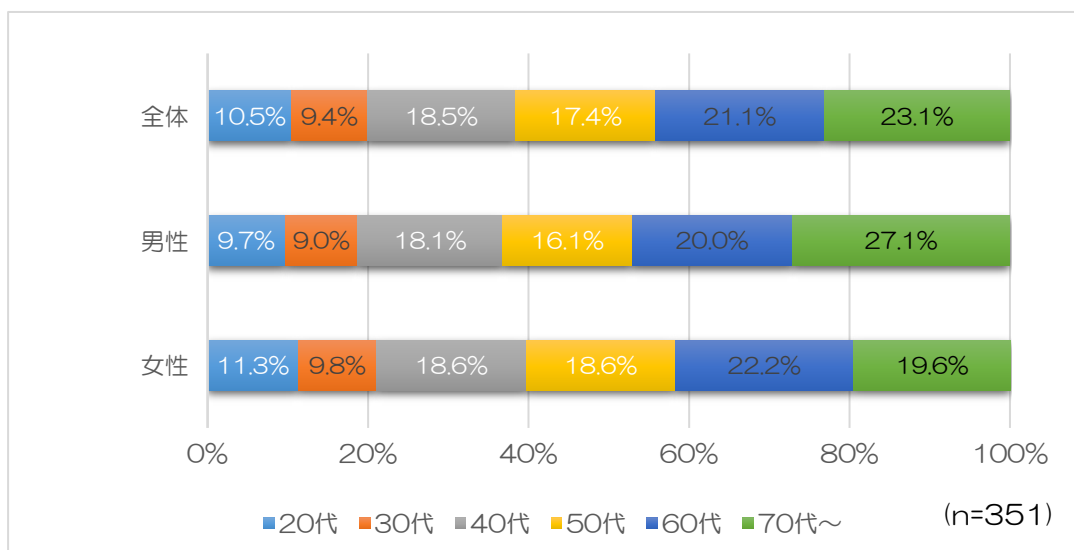
- ・市内にお住まいの20歳以上の方の中から無作為に1,000人を抽出
- ・回収は351人（回収率35.1%）

（グラフ中の割合は四捨五入処理により合計が100%を上下変動する場合があります。）

（２） 回答者の属性



イ 年齢

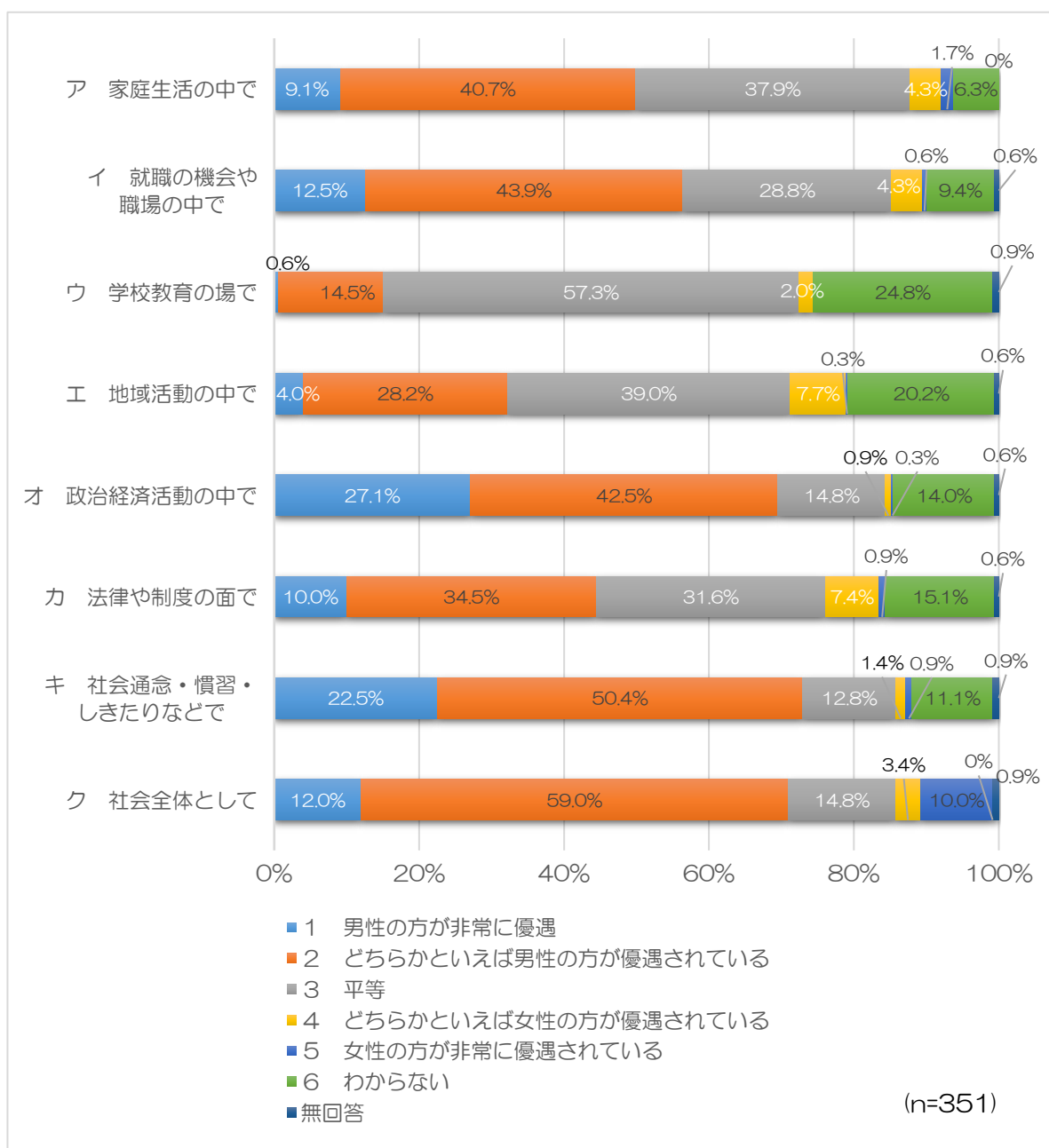


(3) 調査結果

1 男女平等意識について

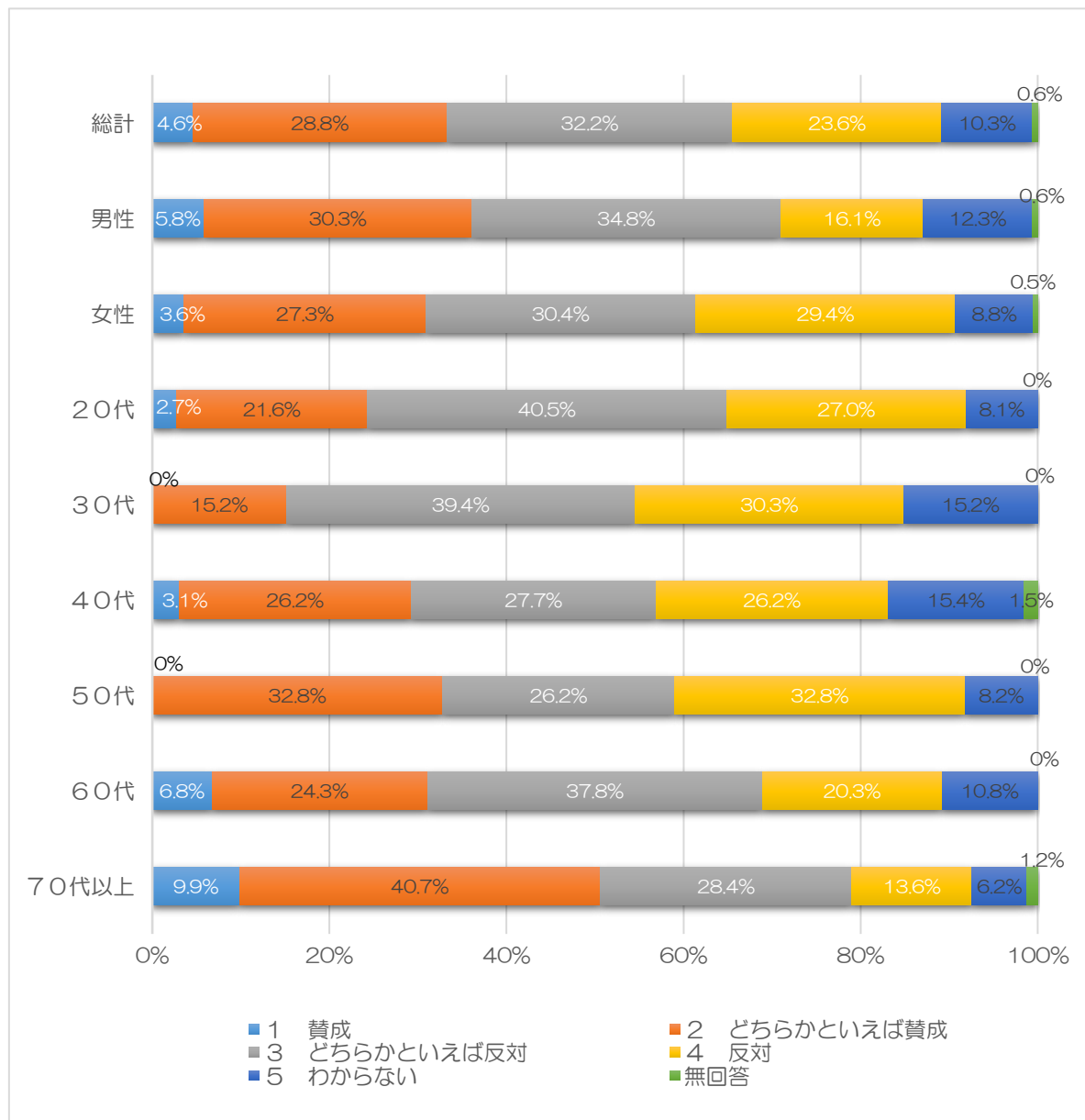
◎各分野における男女の地位の平等感

問1 あなたは、次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを「ア」から「ク」の分野ごとに1つずつお答えください。

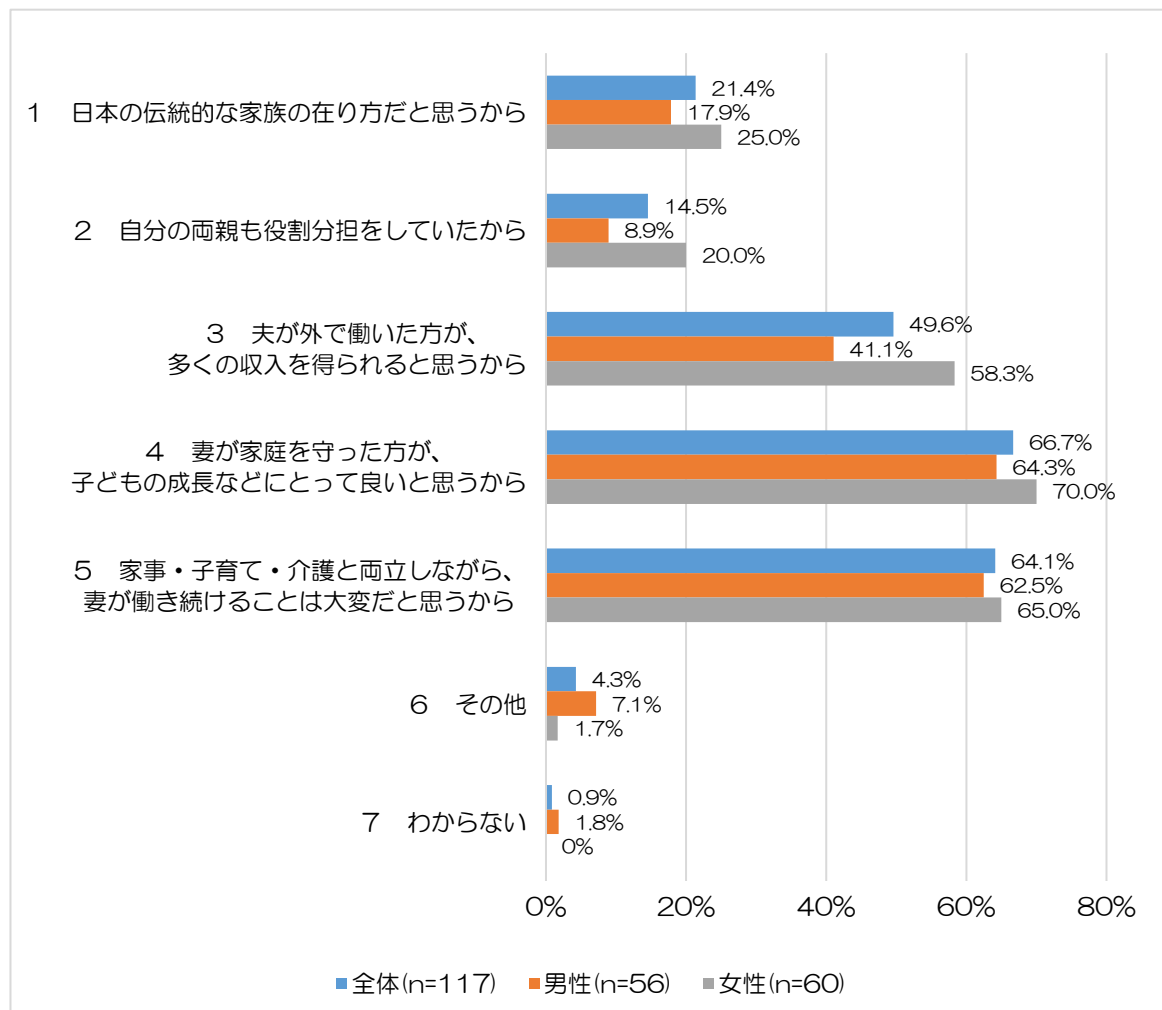


◎「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

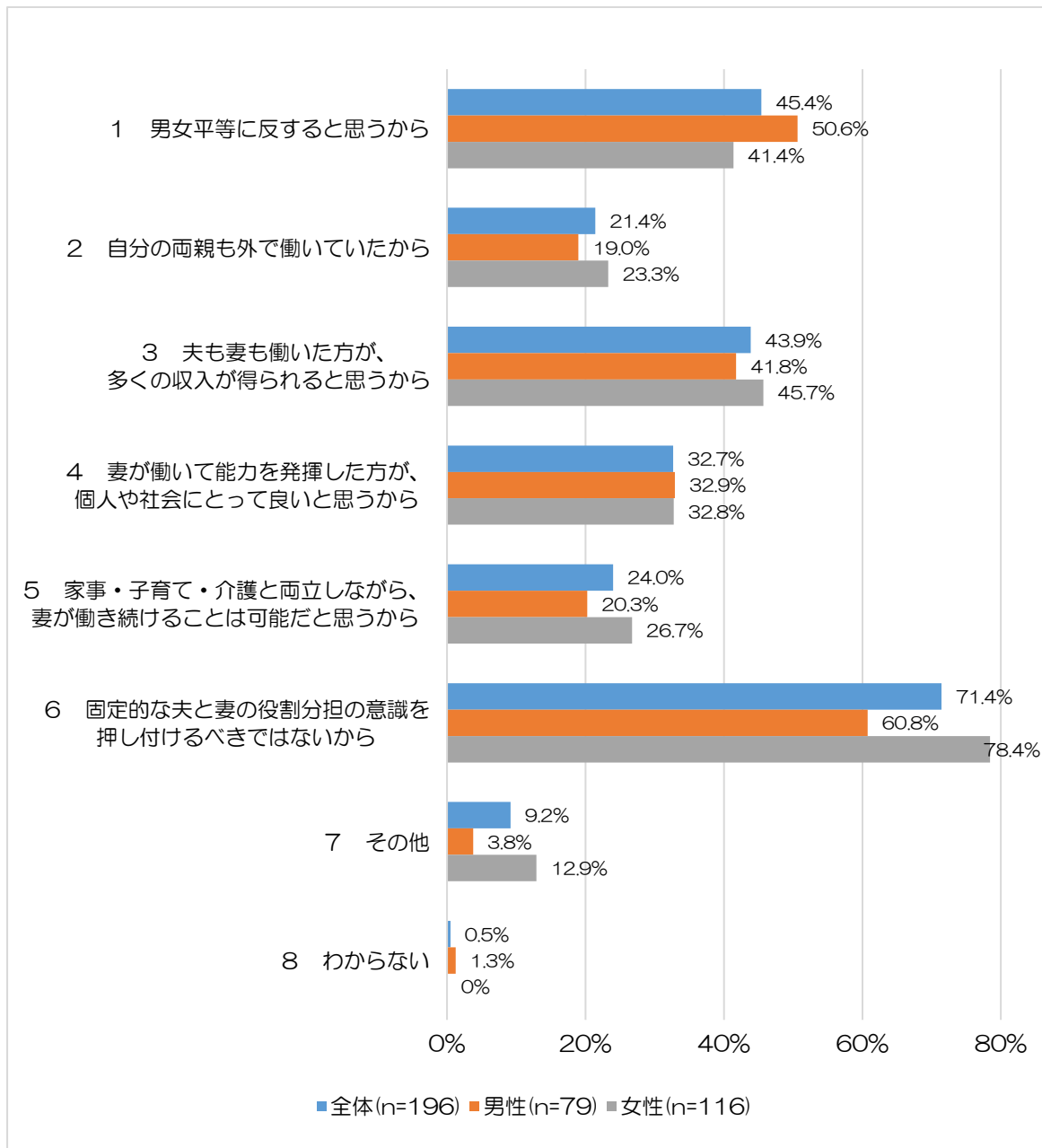
問２－１ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたのご意見を次の中から１つだけお答えください。



問2-2 問2-1で「1」または「2」と回答した方に伺います。その理由を次の中からいくつでもあげてください。



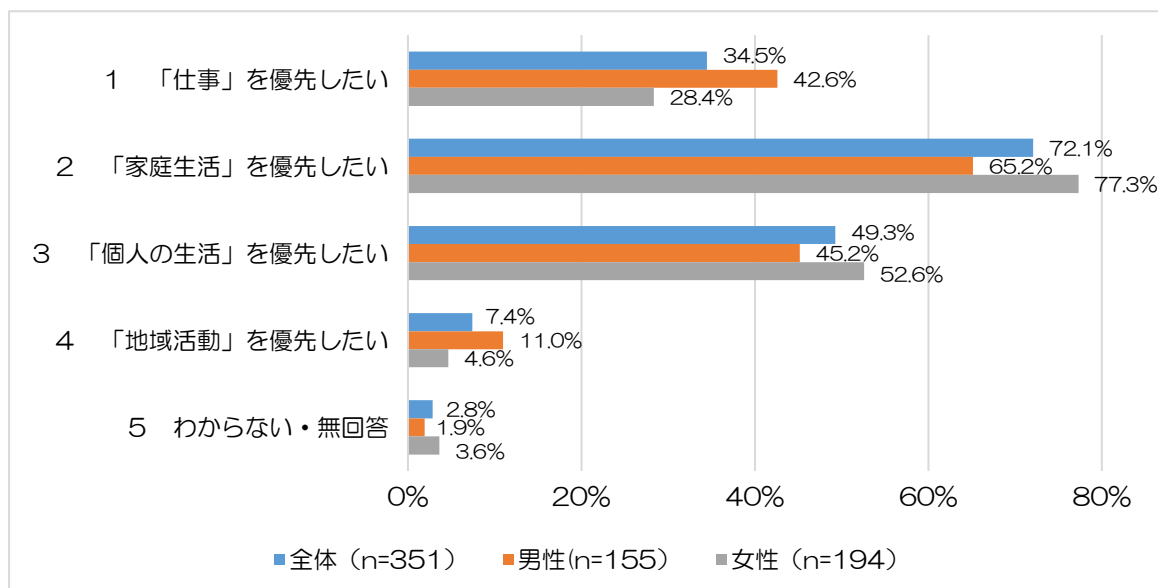
問2-3 問2-1で「3」または「4」と回答した方に伺います。その理由を次の中からいくつでもあげてください。



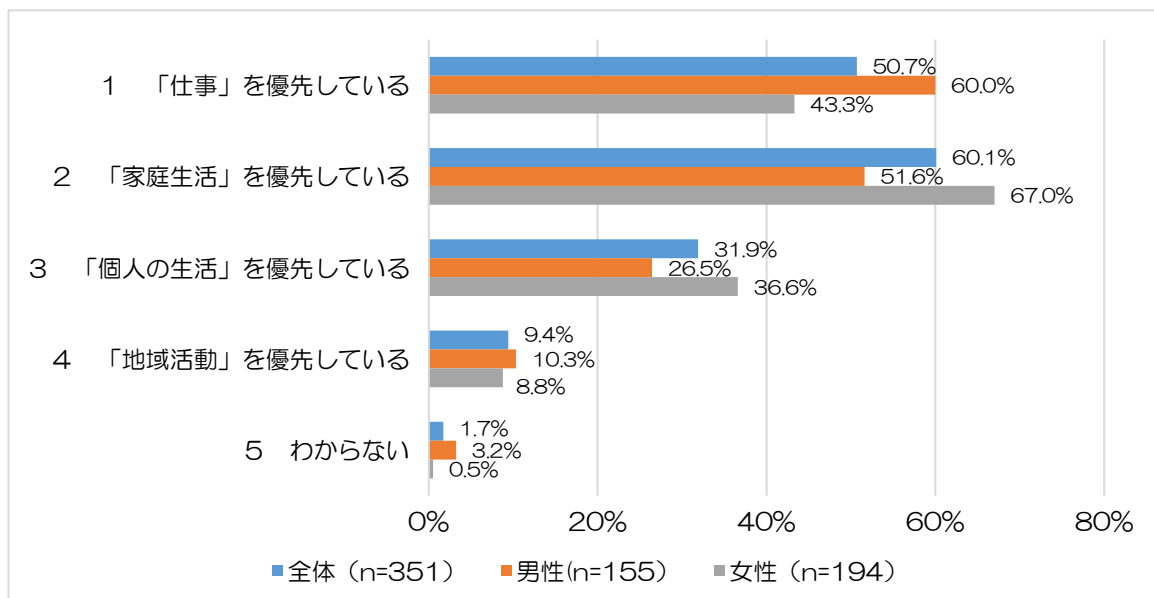
2 仕事と家庭生活等の両立について

◎「仕事」、「家庭生活（家事・子育て・介護等）」、「個人の生活（学習・趣味・付き合い等）」、「自治会や地区等の地域活動」の優先度

問3-1 生活の中での、「仕事」、「家庭生活（家事・子育て・介護等）」、「個人の生活（学習・趣味・付き合い等）」、「自治会や地区等の地域活動」の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に近いものを次の中からいくつでもあげてください。



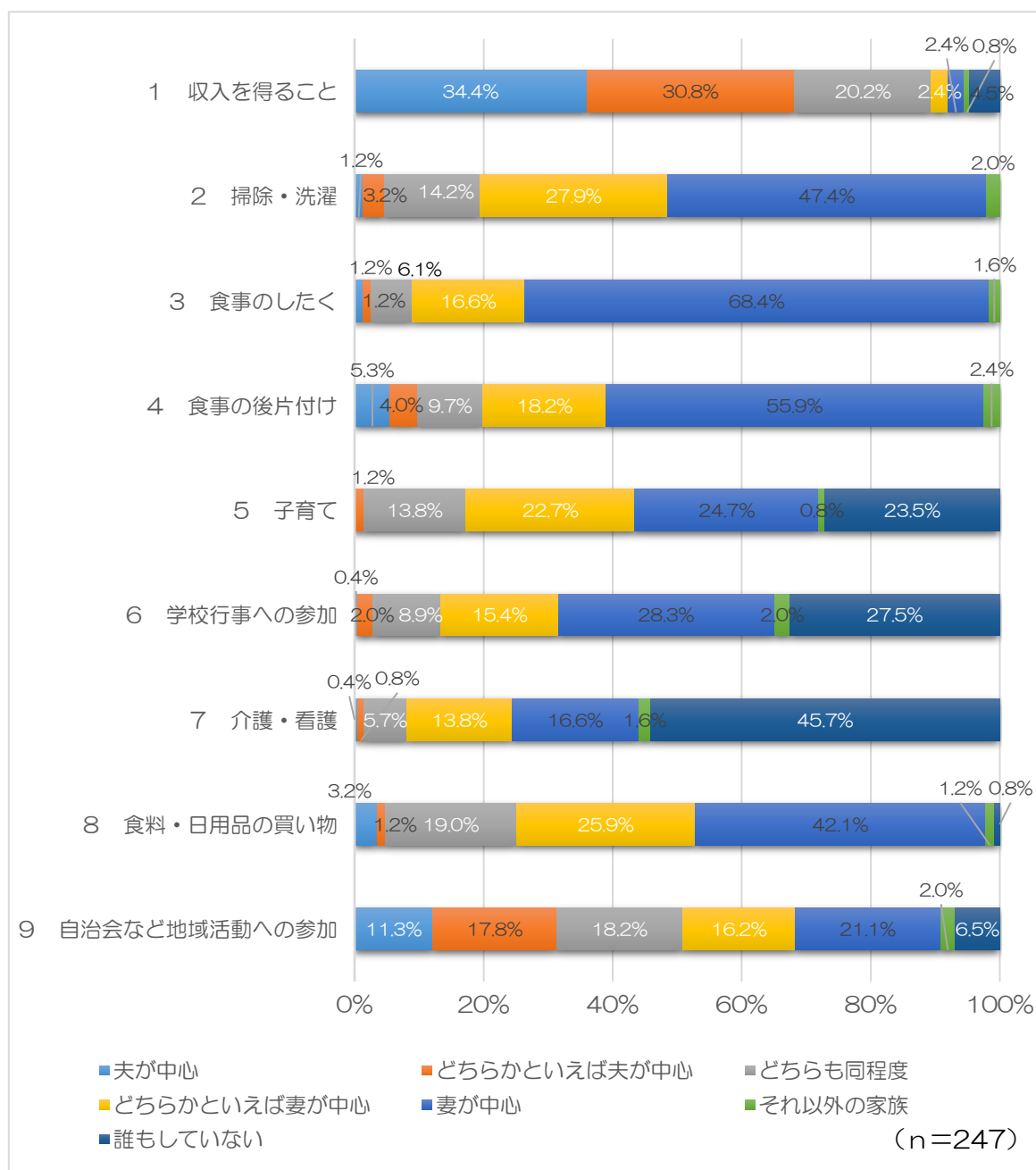
問3-2 それでは、あなたの現実（現状）に近いものを次の中からいくつでもあげてください。



◎家庭における役割分担

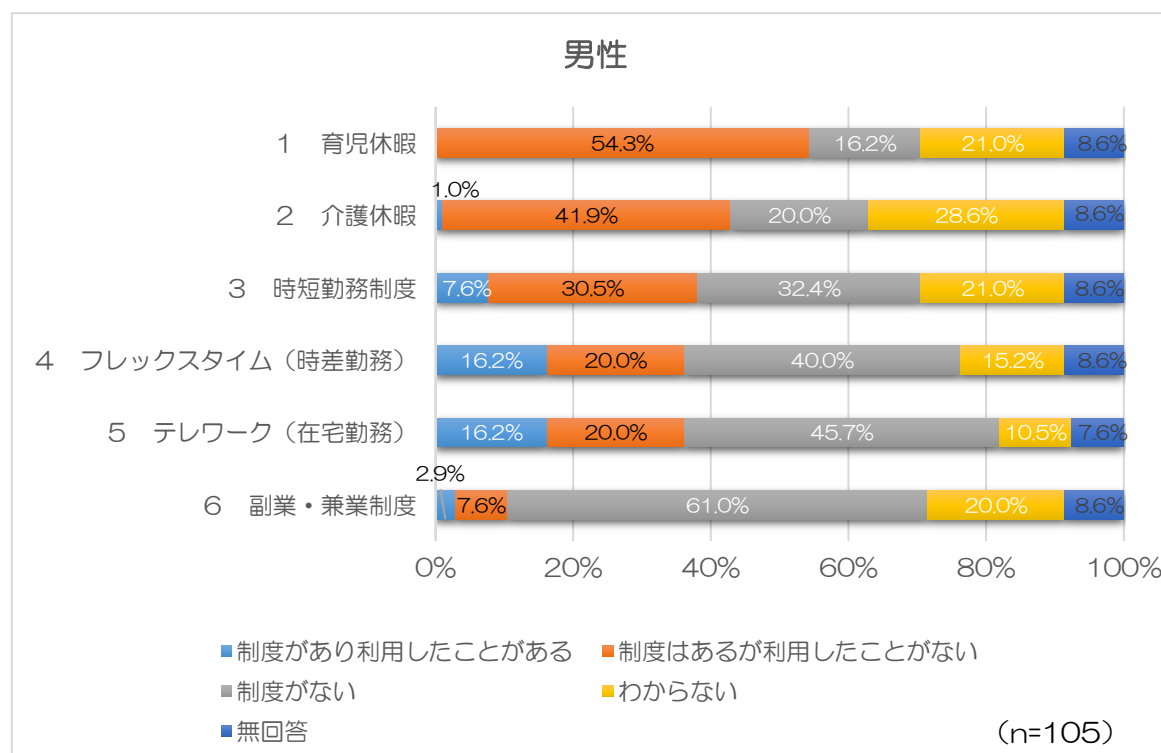
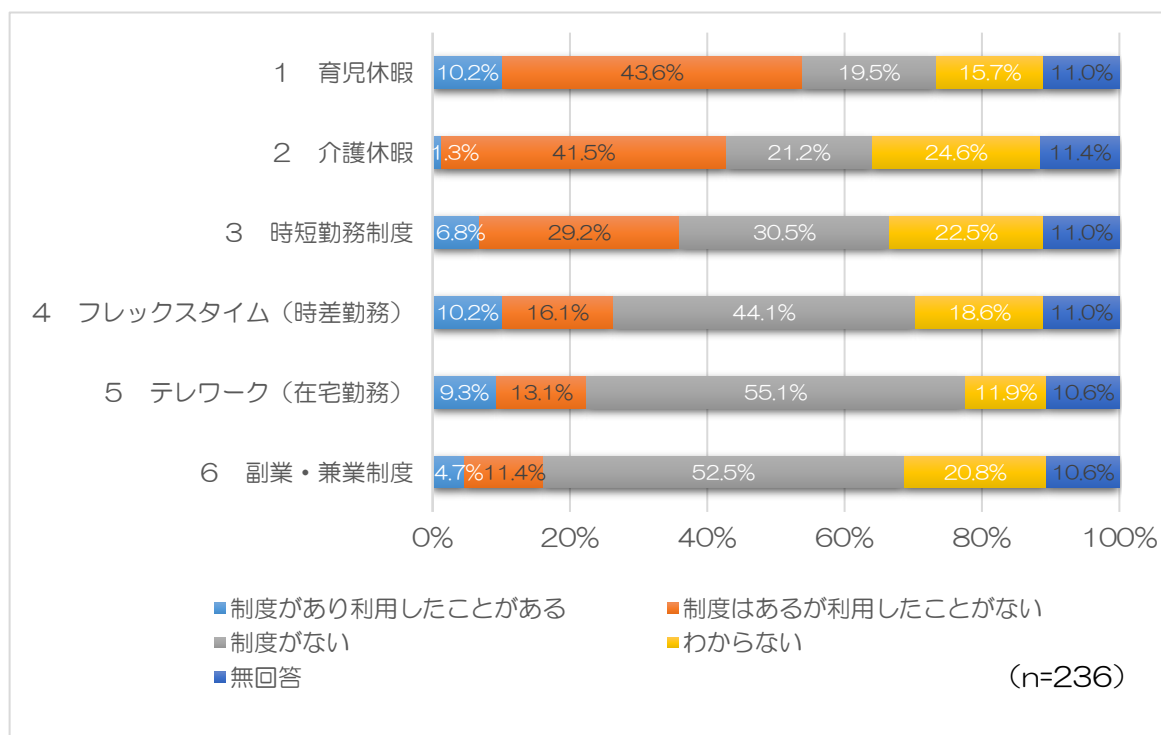
パートナー（配偶者）と同居している方におたずねします。

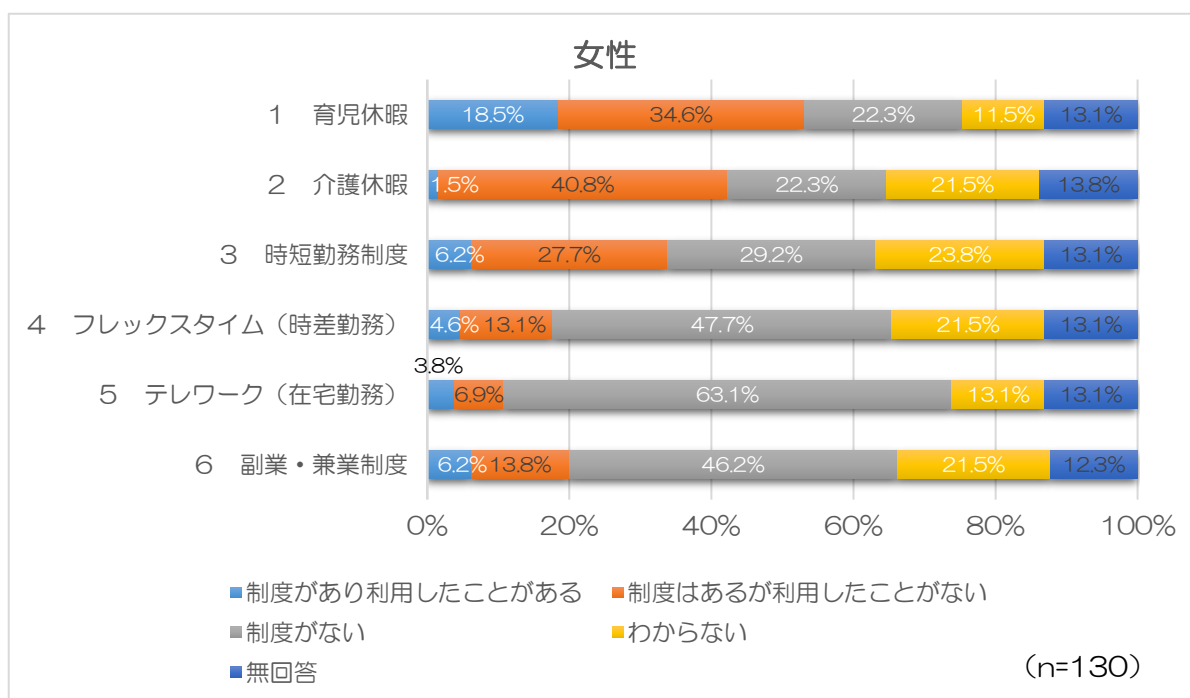
問5 あなたの家庭において、収入を得ることや家事、子育て、介護・看護、地域活動への参加など、あなたとパートナー（配偶者）のどちらが分担していますか。各項目につき1つずつお答えください。



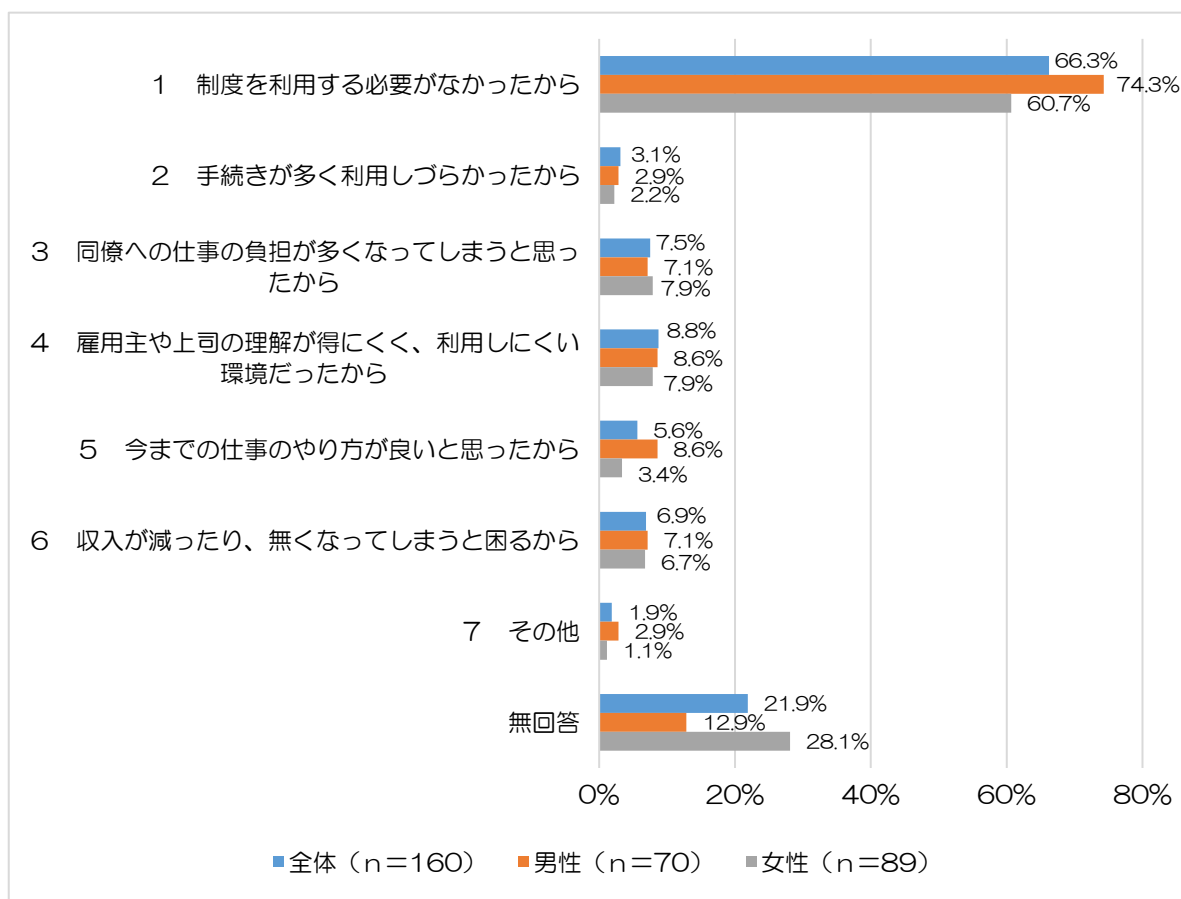
◎育児休暇等制度の利用

問 8－1 次の①～⑥の制度がありますか。また、利用したことがありますか。それぞれの項目に対しあてはまるものを1つだけお答えください。



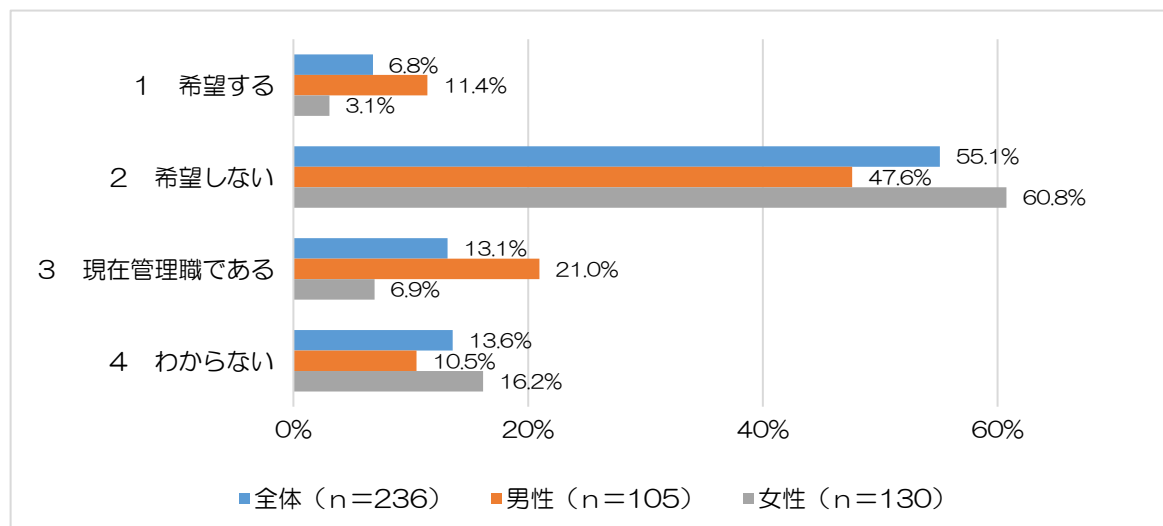


問８－２ 問８－１で「２ 制度はあるが利用したことがない」を１つでも選んだ方に伺います。その理由は何ですか。次の中からいくつでもあげてください。

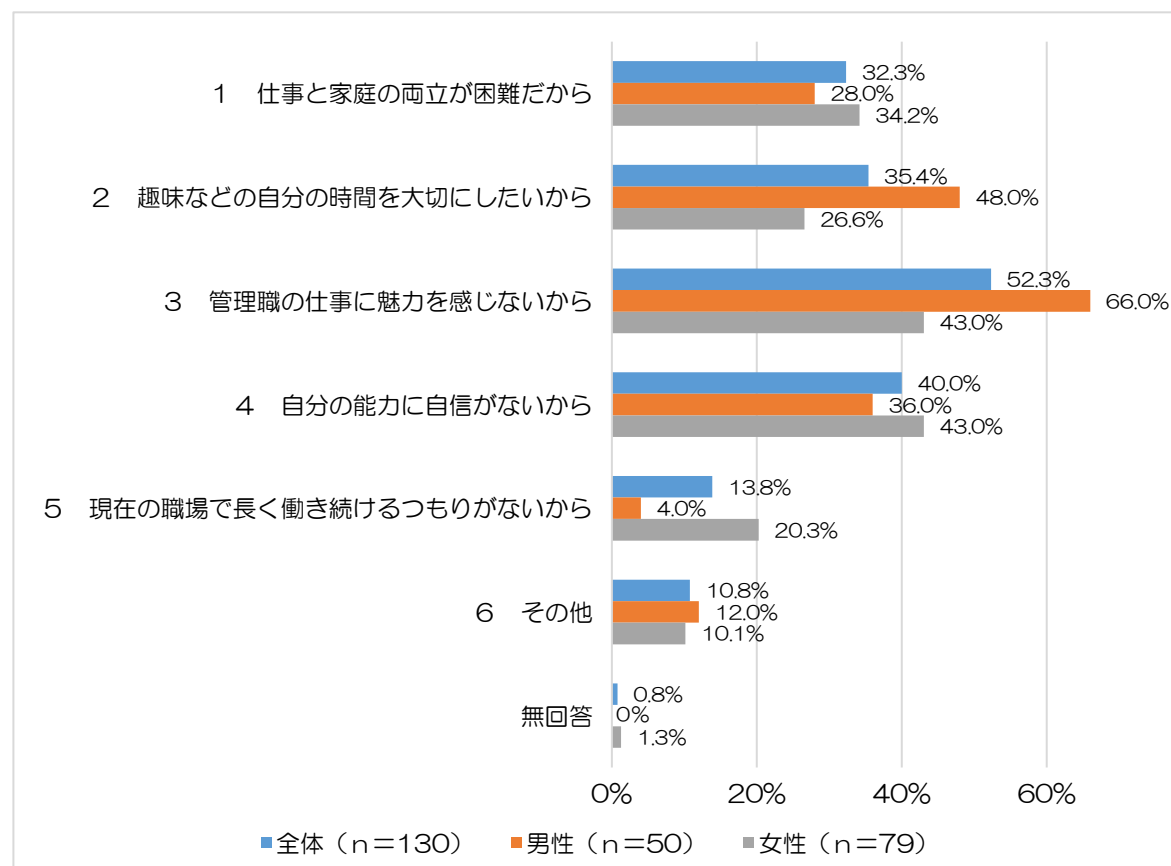


◎管理職への昇格希望

問9-1 あなたは管理職（課長相当職以上）への昇格を希望していますか。次の中から1つだけお答えください。



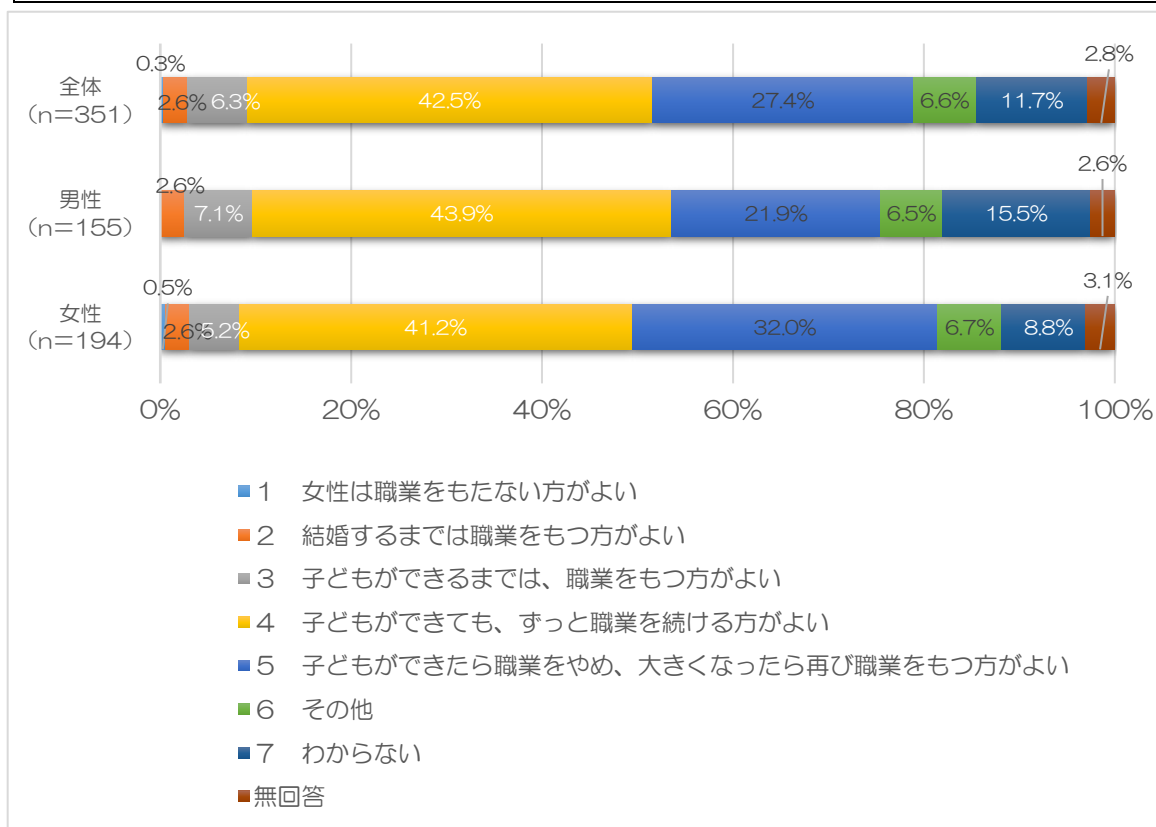
問9-2 問9-1で「2.希望しない」を選んだ方に伺います。希望しない理由を次の中からいくつでもあげてください。



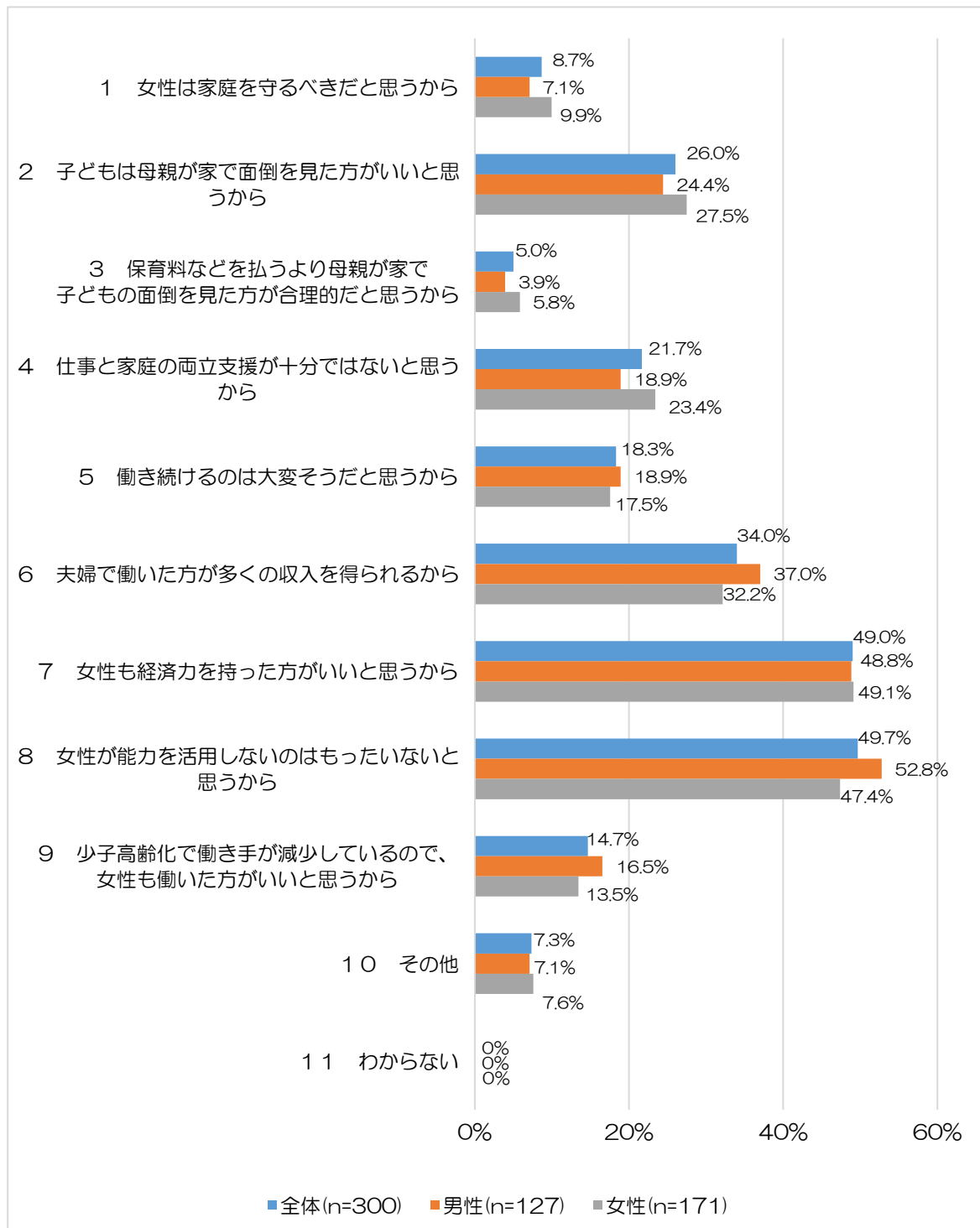
3 女性の就労・活躍について

◎女性が職業をもつことについて

問10-1 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。次の中から1つだけお答えください。

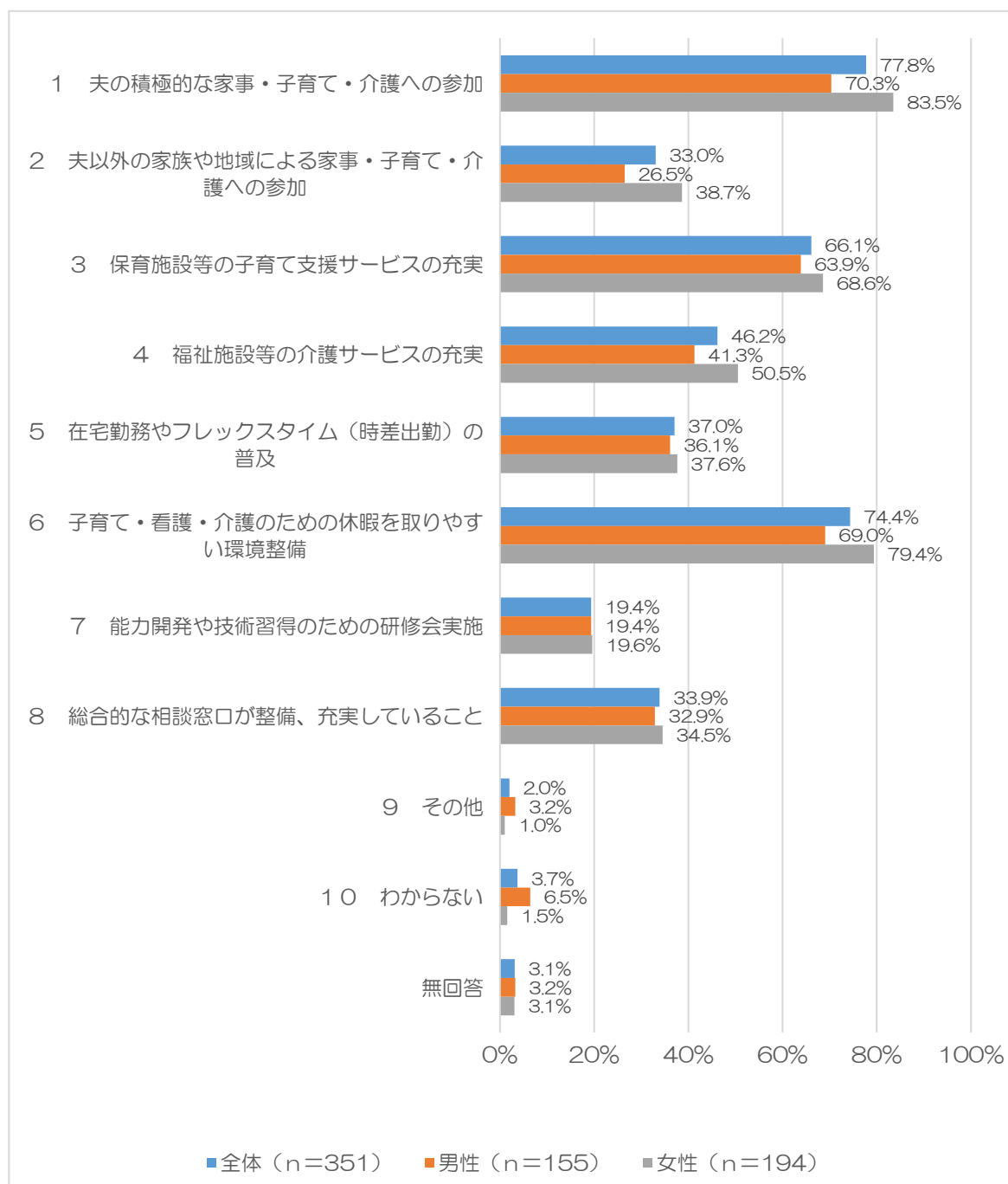


問10-2 問10-1で「1」～「6」を選択したのはなぜですか。次の中からいくつでもあげてください。



◎女性の就職、就労継続に必要なこと

問 1 1 あなたは、働く意欲のある女性が就職したり、働き続けたりするためには、家族や社会等でどのようなことが必要と思いますか。次の中からいくつでもあげてください。

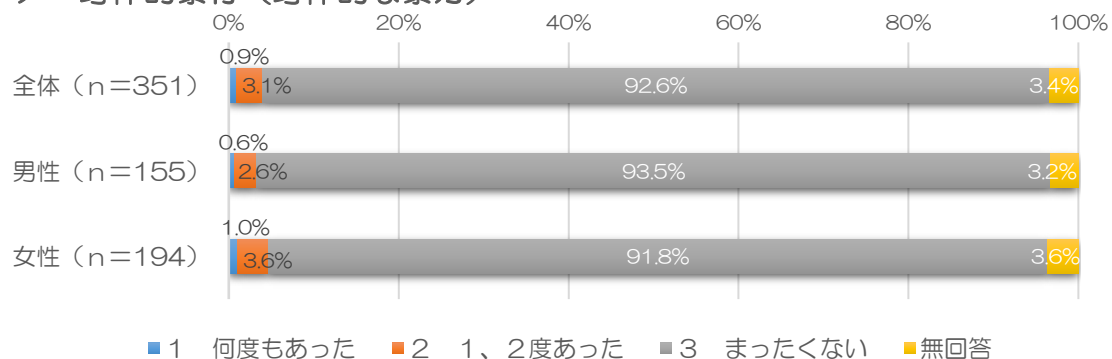


4 男女間における暴力について

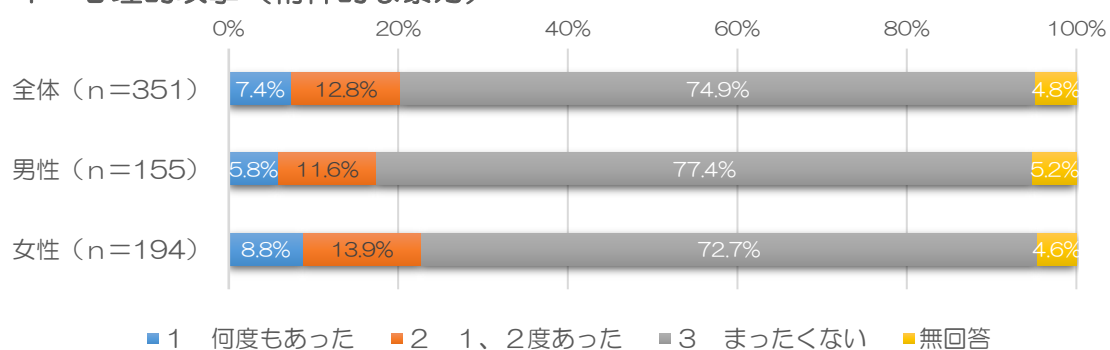
◎配偶者等からの暴力被害の有無・相談先

問13-1 あなたは、この5年間に配偶者や交際相手などから次の「ア」～「エ」に示す暴力を受けたことがありますか。次の中から項目ごとに1つずつお答えください。

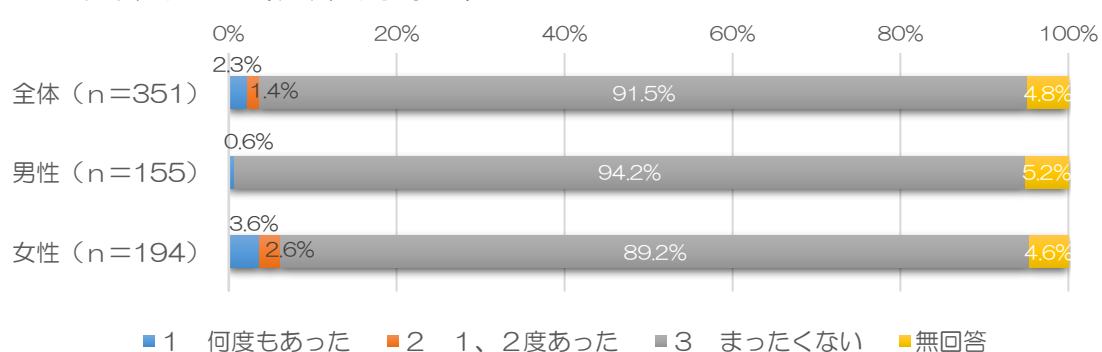
ア 身体的暴行（身体的な暴力）



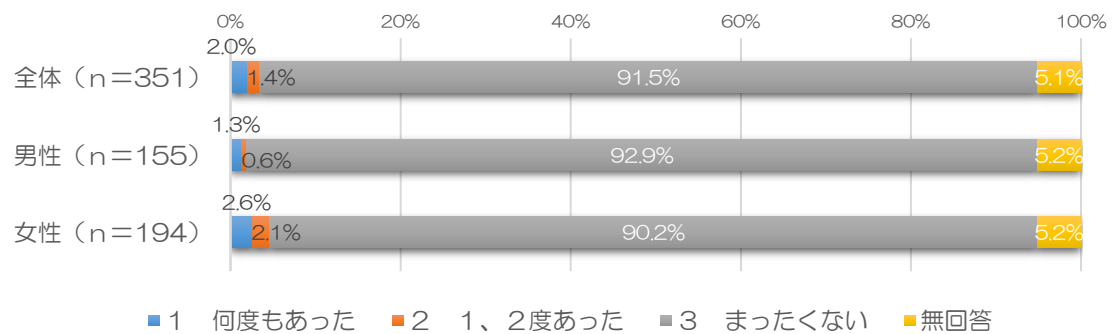
イ 心理的攻撃（精神的な暴力）



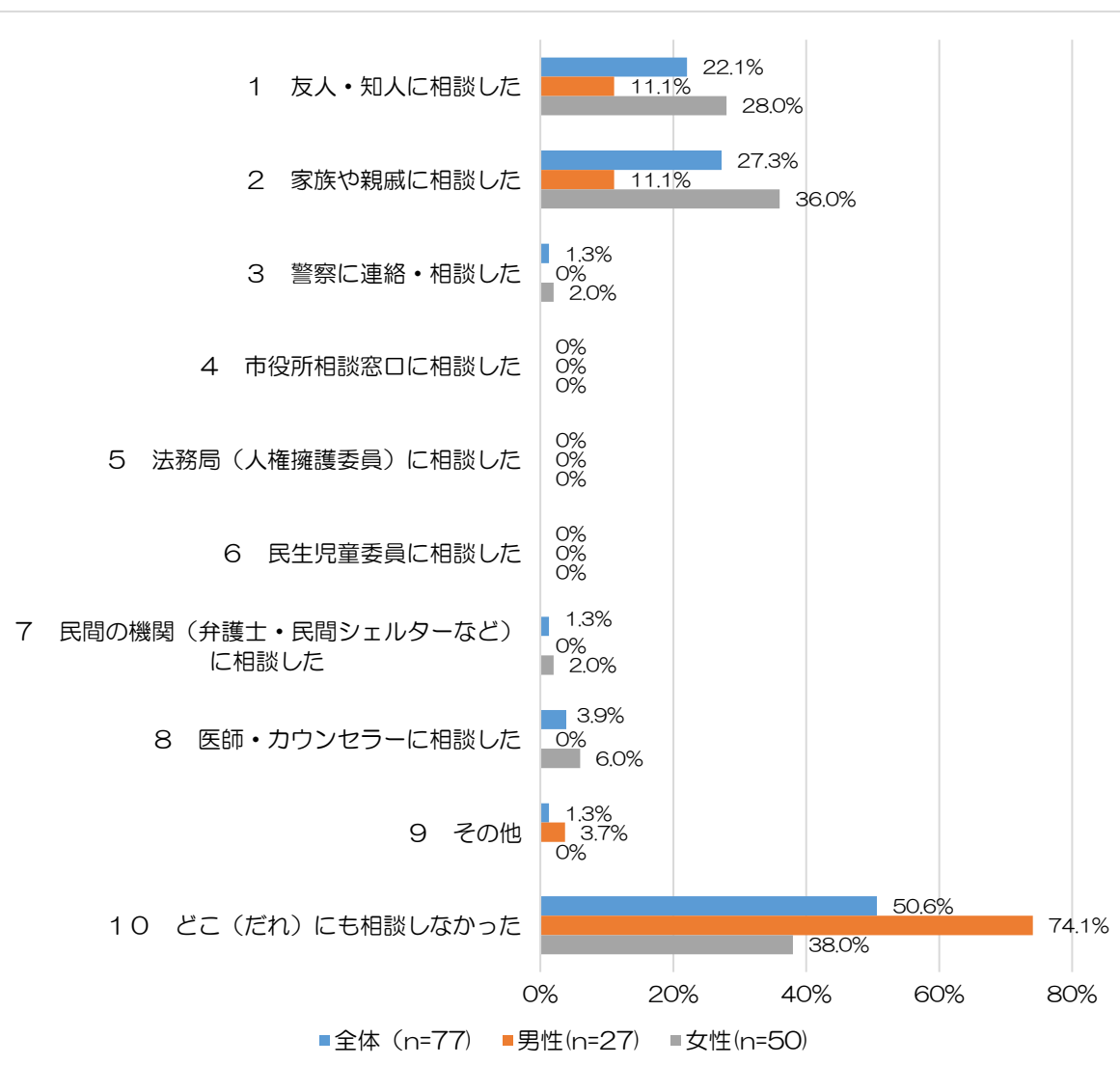
ウ 経済的圧迫（経済的な暴力）



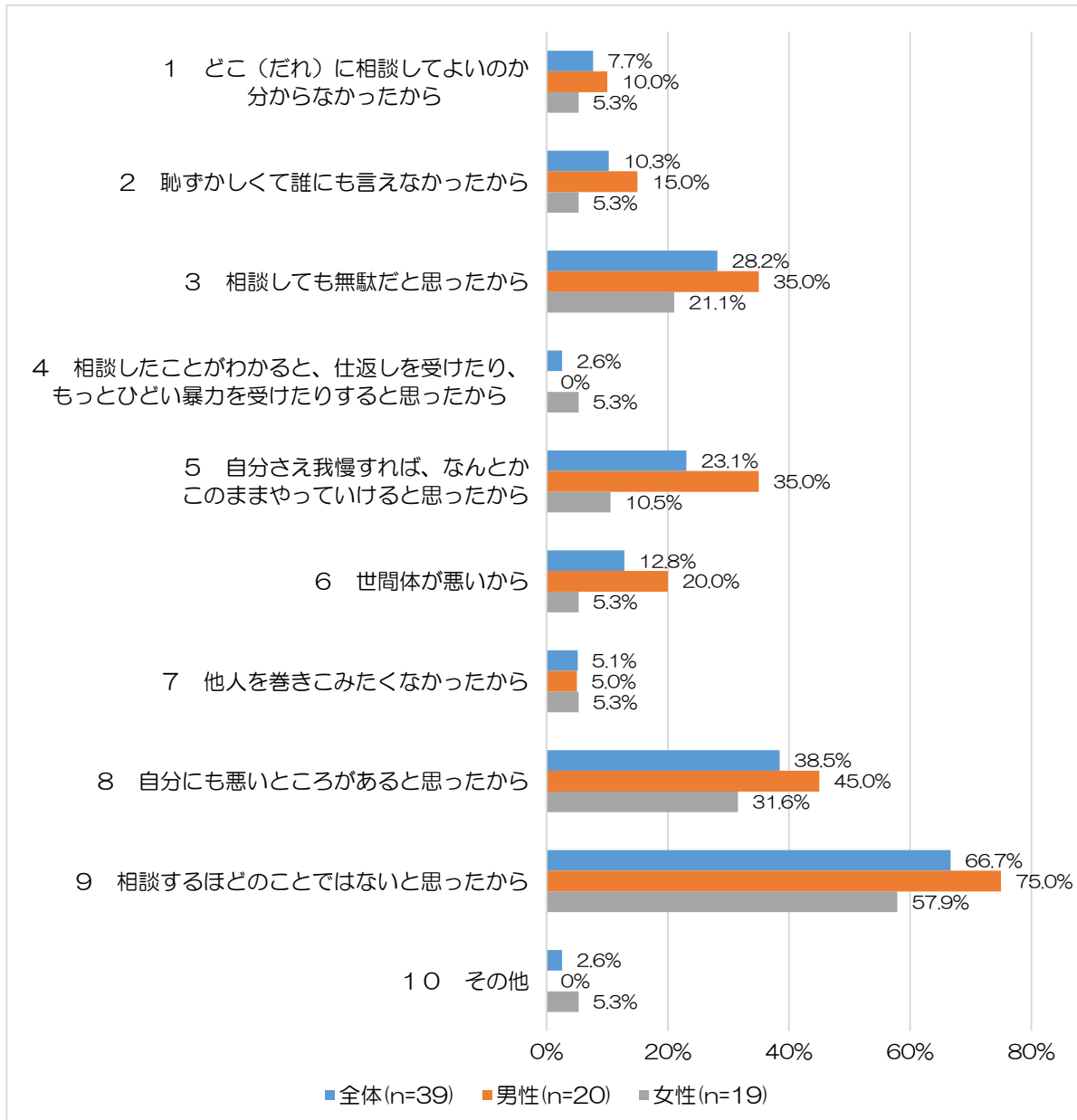
工 性的強要（性的な暴力）



問13-2 13-1のいずれかの項目で「1」または「2」と答えた方にお伺いします。これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したりしたことはありますか。次の中からいくつでもあげてください。

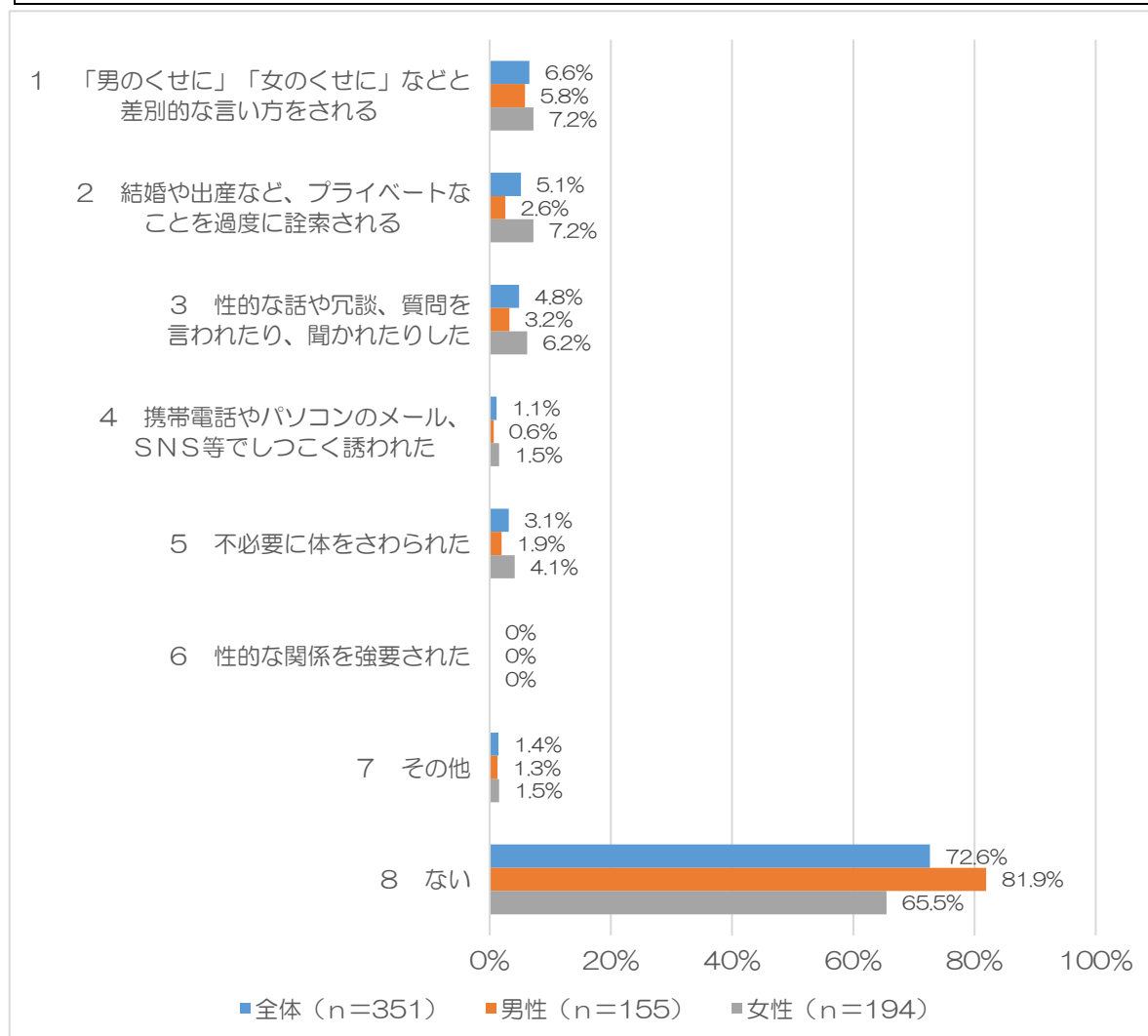


問13-3 問13-2で「10 どこ（だれ）にも相談しなかった」方にお伺いします。どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。次の中からいくつでもあげてください。



◎セクシュアル・ハラスメントの有無

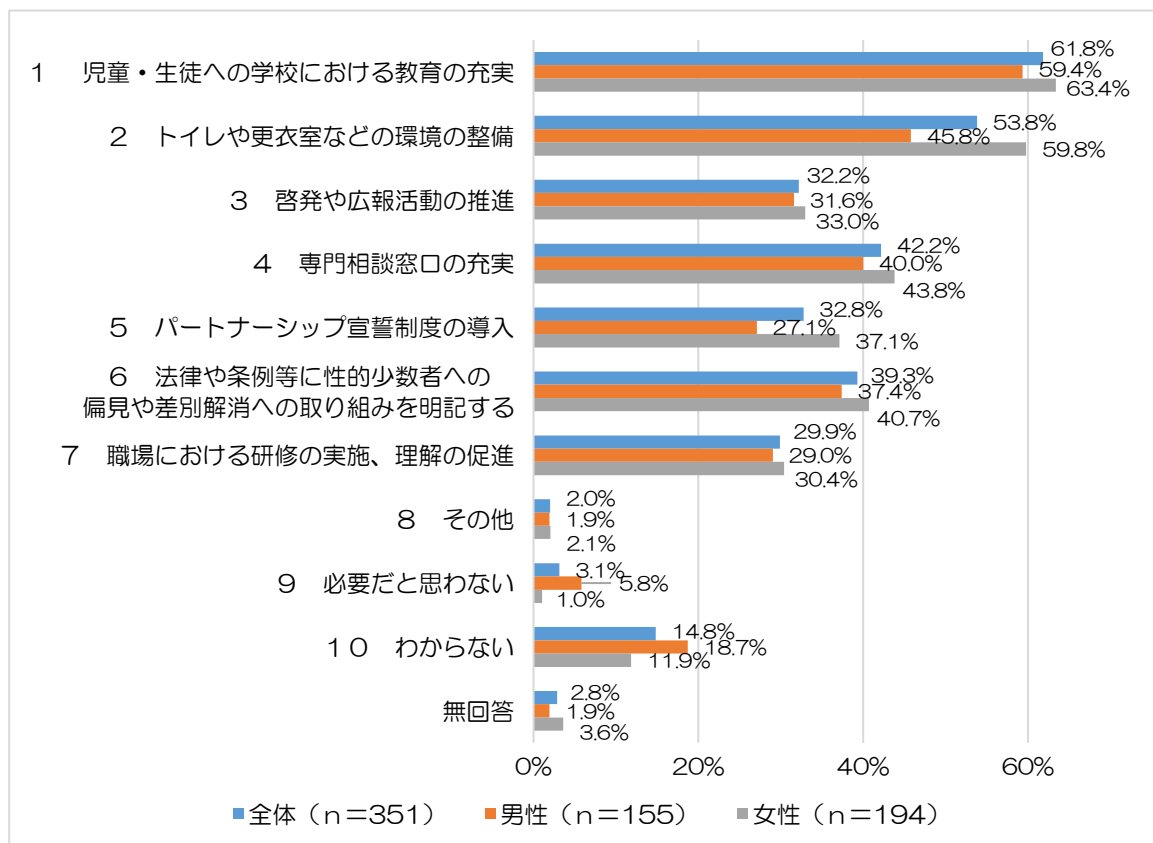
問14-1 過去1年以内に、あなたの身近なところ（職場・学校・地域活動など）でセクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動）を経験したり、見聞きしたりしたことはありますか。次の中からいくつでもあげてください。



5 性の多様性について

◎LGBT等の性的少数者に対する理解の促進や支援に必要なこと

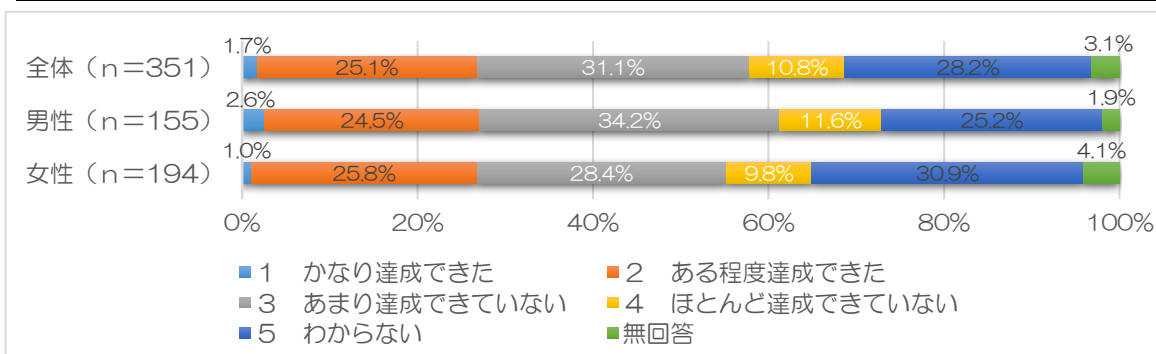
問16 あなたは、LGBT等の性的少数者に対する理解の促進や支援にはどのようなものが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものをいくつでもあげてください。



6 男女共同参画社会に関する行政への要望について

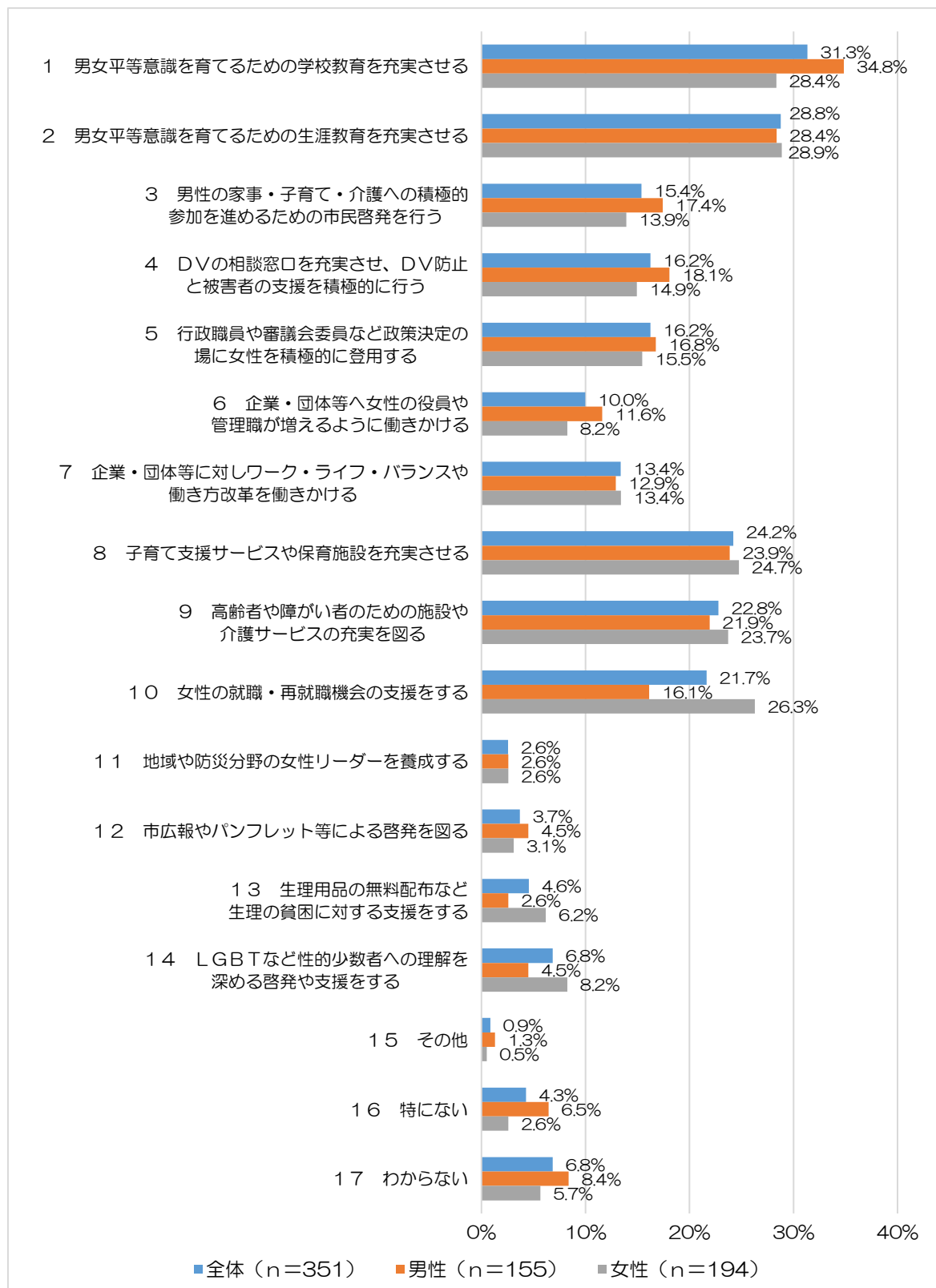
◎男女共同参画社会の達成度

問17 あなたは、あなた自身の生活や身の回りの環境から判断して、現在、男女共同参画社会は達成できたと思いますか。次の中から1つだけお答えください。



◎男女共同参画社会実現のために山陽小野田市が推進すべきこと

問 1 8 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、山陽小野田市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の中からいくつかでもあげてください。

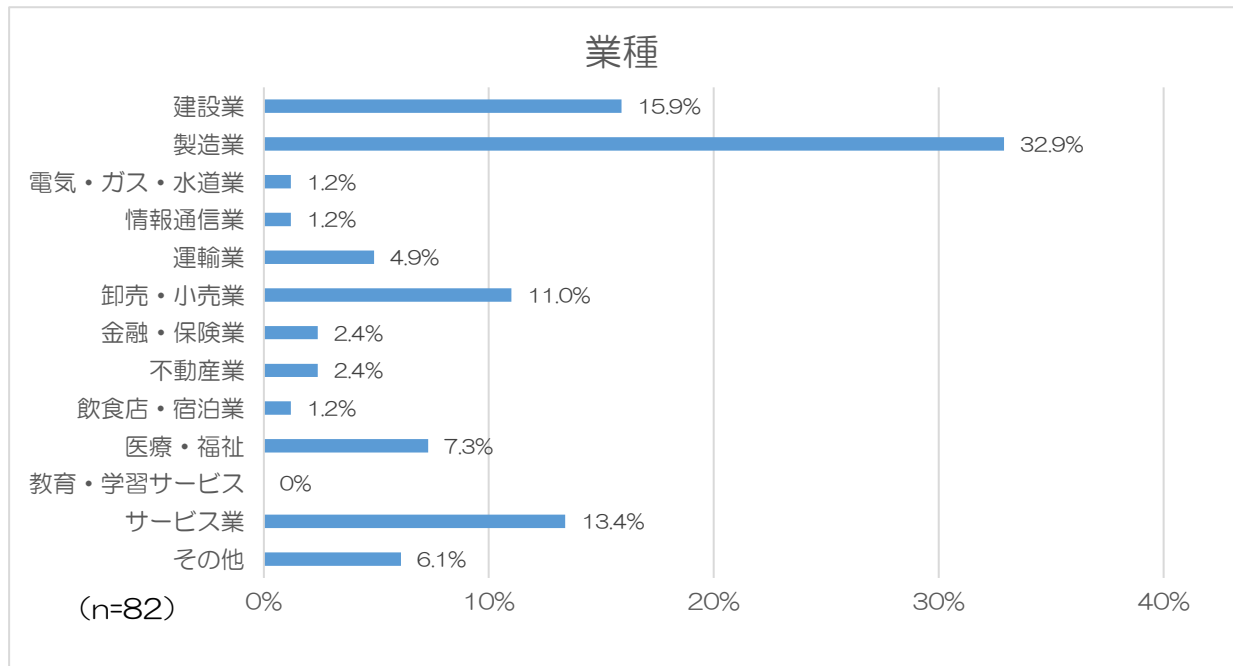


5 令和3年度男女共同参画に関する事業所アンケート調査結果（抜粋）

（１）調査の方法及び回収結果

- ・市内事業所の中から無作為に２００事業所を抽出
- ・回収は８２事業所（回収率４１％）

（２） 回答者の属性

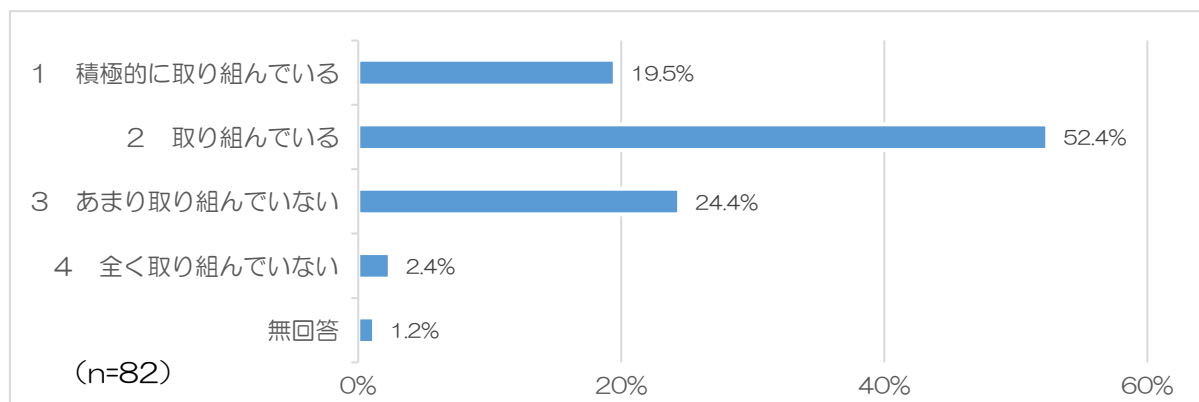


（３） 調査結果

1 ワーク・ライフ・バランスについて

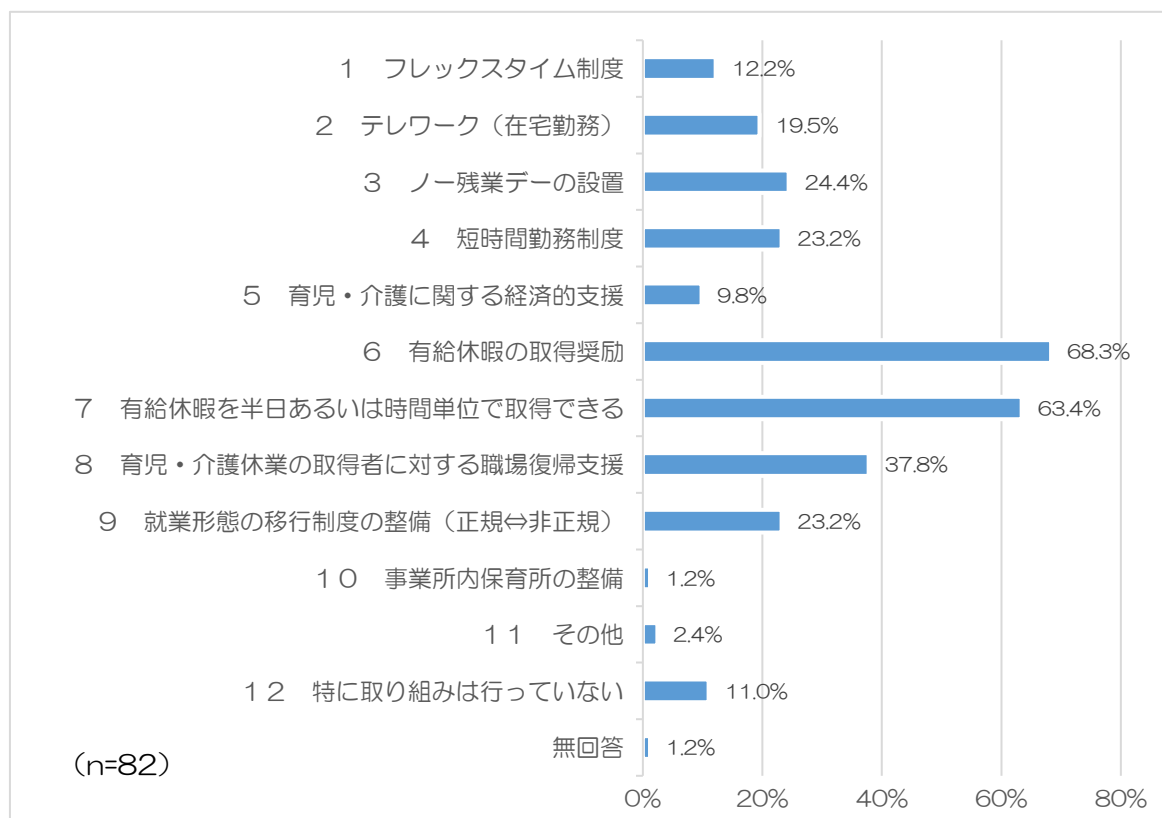
◎ワーク・ライフ・バランスの取り組み状況

問４ 従業員のワーク・ライフ・バランスについてどの程度取り組んでいますか。あてはまるものを１つだけお答えください。



◎ワーク・ライフ・バランスに関する取組内容

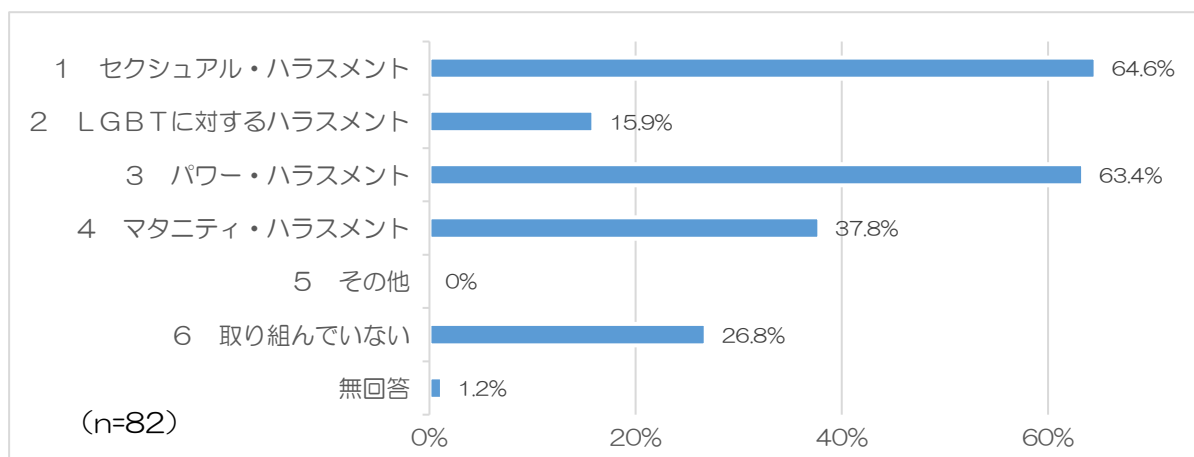
問5 貴事業所でワーク・ライフ・バランスについて取り組んでいることを次の中からいくつでもあげてください。



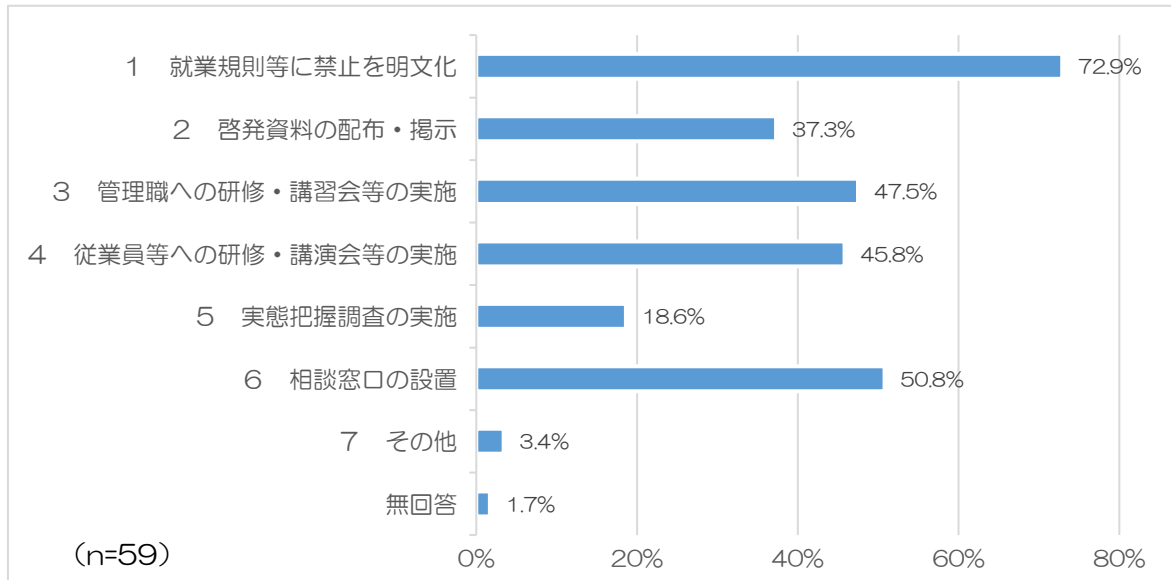
2 ハラスメントに対する取組について

◎ハラスメント防止への取り組み

問7-1 貴事業所ではハラスメントの防止に取り組んでいますか。取り組んでいる場合、次の中からあてはまるものをいくつでもあげてください。



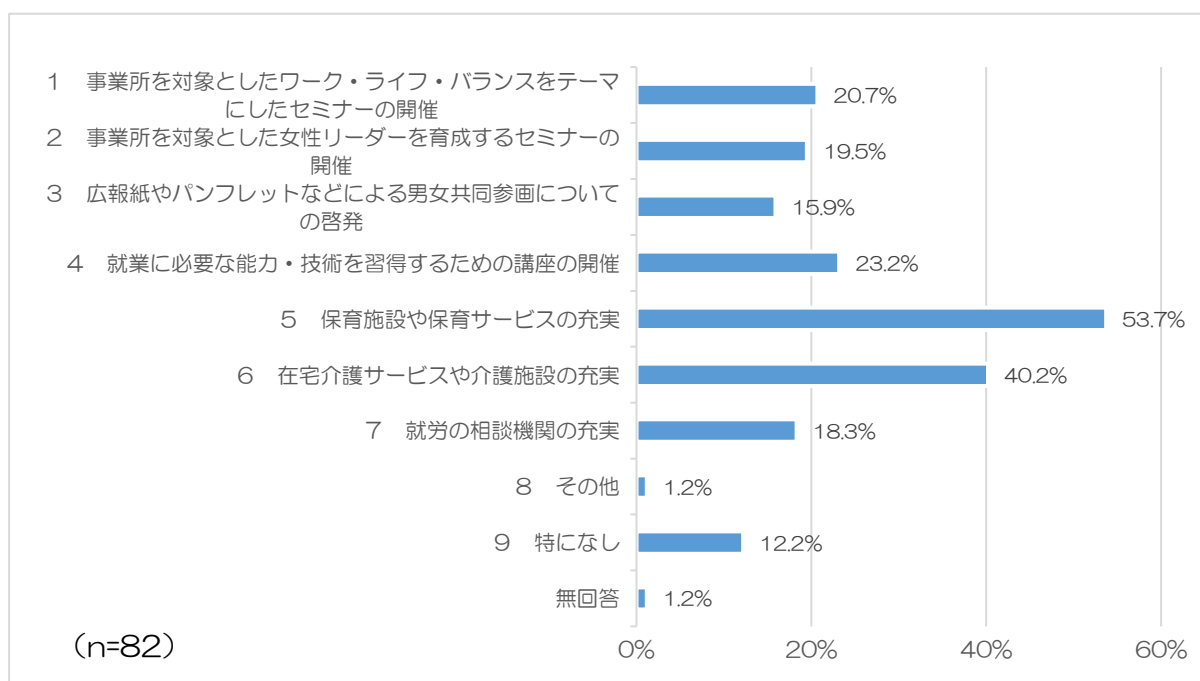
問7-2 問7-1で1～5のいずれかを選んだ方に伺います。貴事業所でのハラスメント防止の取組内容について、次の中からあてはまるものをいくつでもあげてください。



3 男女共同参画社会の実現に向けた行政施策について

◎事業所の男女共同参画実現のために山陽小野田市が推進すべきこと

問8 貴事業所の男女共同参画を実現するために、山陽小野田市はどのような施策を推進すればよいと思いますか。次の中から3つまでお答えください。



第3章 これまでの取組

平成22年度、平成28年度と令和3年度の男女共同参画に関する市民アンケートの調査結果を比較すると、「男女の地位の平等感」については、学校教育の場では約6割が平等であると回答し、比較的平等感が高い傾向ではありますが、平等と感じている割合は減少しています。

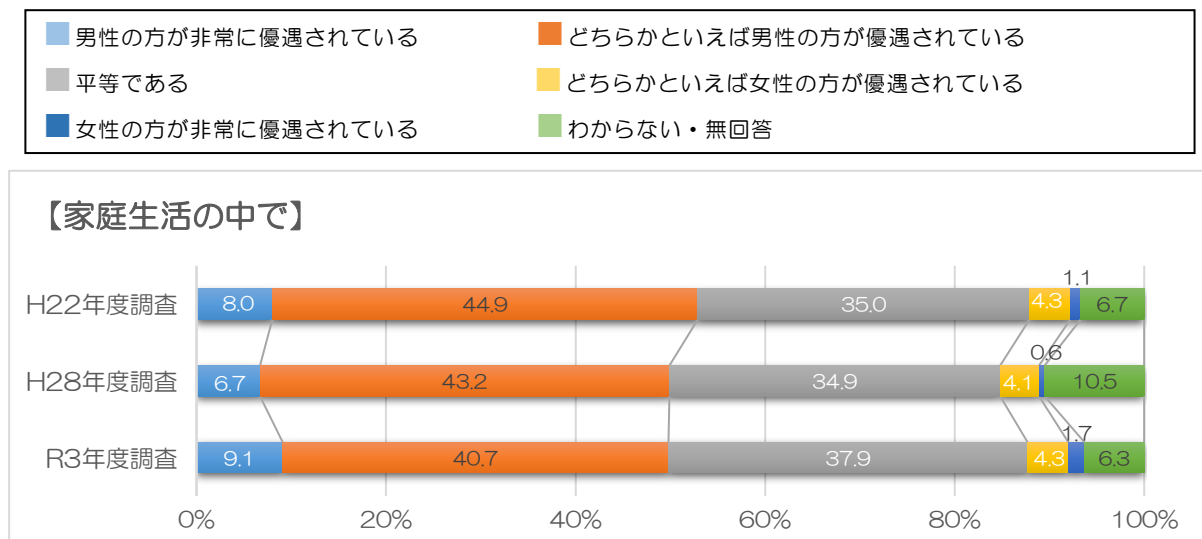
また、就職の機会や職場の中で、平等と感じている方は年々増加しています。

しかし、その他の分野では、平等と回答する割合が減少、若しくはわずかな平等感の増加にとどまっており、今後も男女が共に活躍できる地域社会づくりや、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革への一層の取組が必要です。

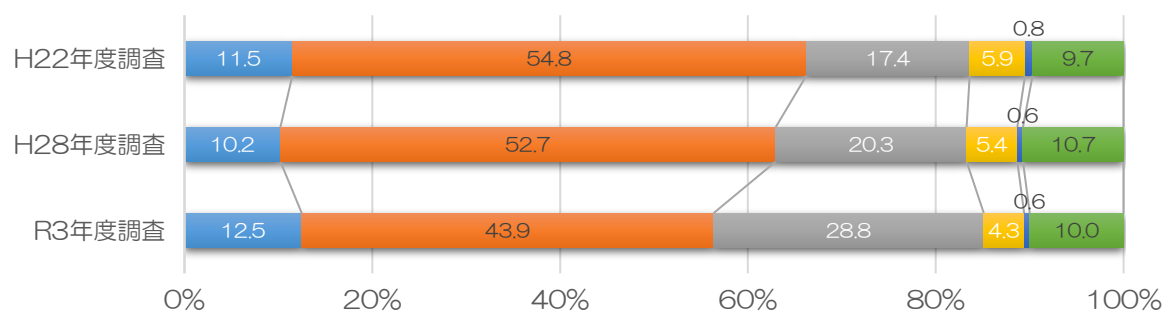
また、「女性が職業をもつこと」について、「子どもができてずっと職業をもつ方がよい」の回答割合が高いため、子どもを育てやすい環境づくりや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

アンケート調査

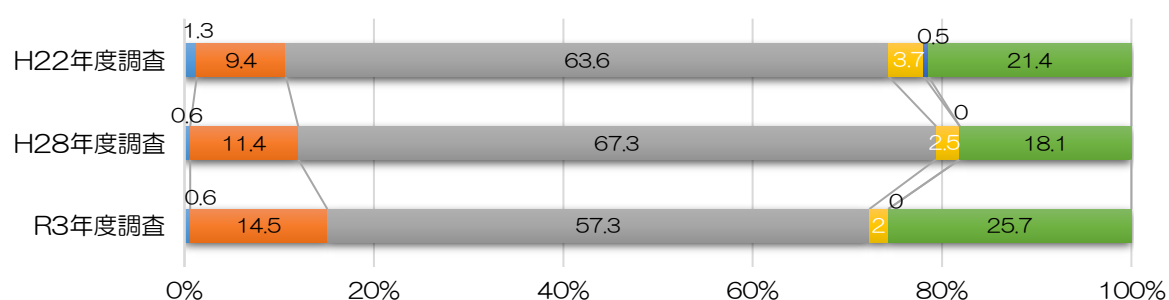
（１）各分野における男女の地位の平等感



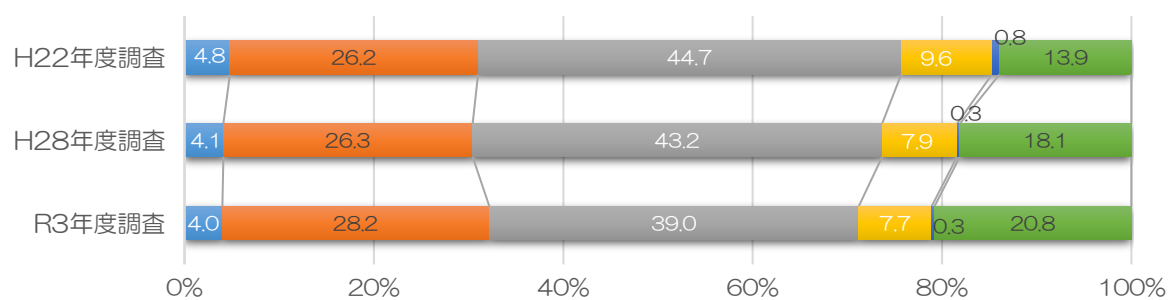
【就職の機会や職場の中で】



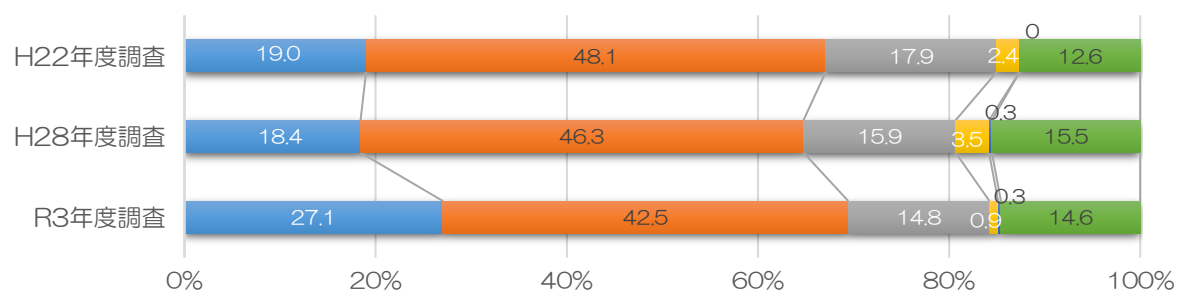
【学校教育の場で】



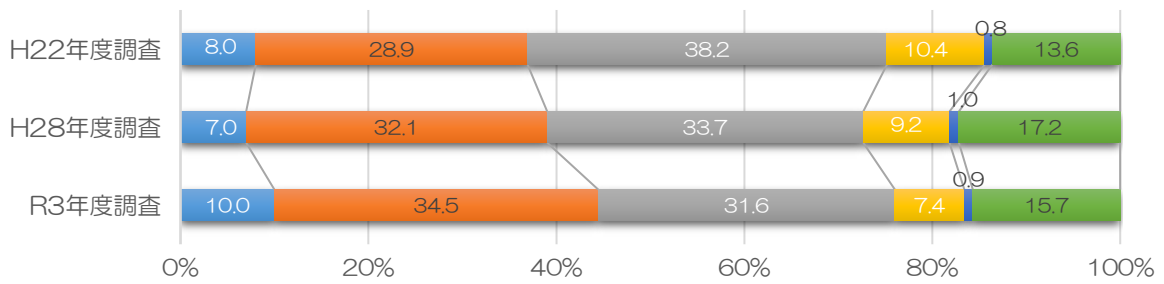
【地域活動の中で】



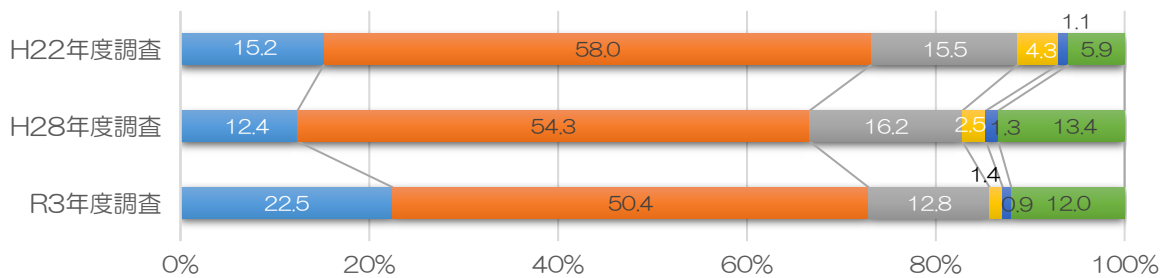
【政治経済活動の中で】



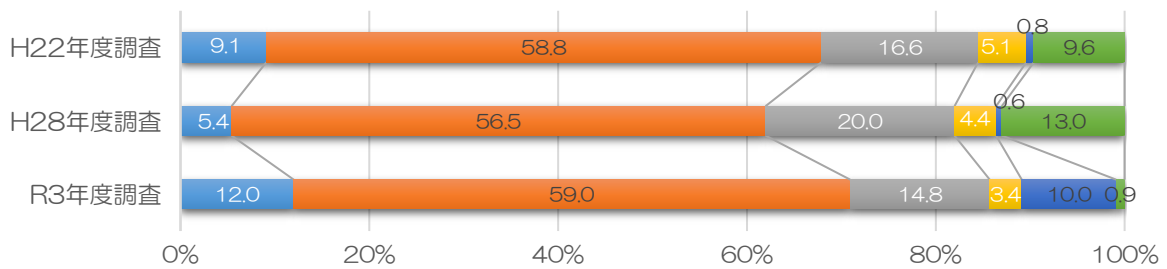
【法律や制度の面で】



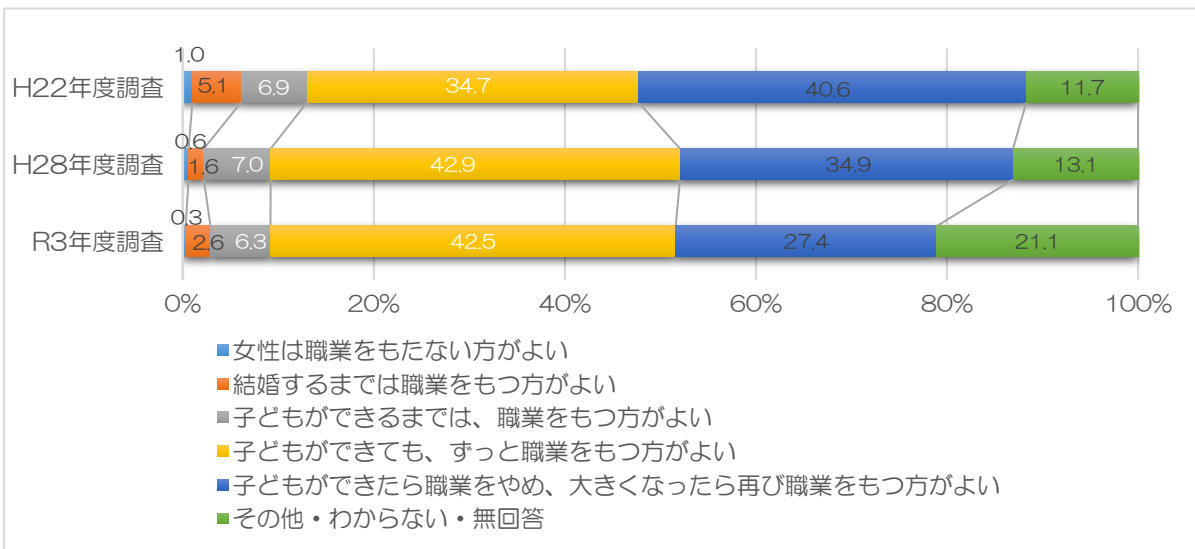
【社会通念・慣習・しきたり等で】



【社会全体として】



(2) 女性が職業をもつことについて



第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念の下、市民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、多様性が受容され社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 6つの基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活等への共同参画
- (5) 生殖に関する意思の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の取組の理解

3 プランの構成

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」に掲げる6つの基本理念は維持しつつ、県の「山口県男女共同参画基本計画」に準拠し、目指すべき方向の大きな柱とするよう、次の「3つの基本目標」及び「8の重点項目」に体系の見直しを行いました。

4 基本目標

- I 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり
- II 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり
- III 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

5 プランの体系図

～男女共同参画社会をめざして～

基本目標	重点項目	施策
Ⅰ 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発【※】 (2) 子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実【※】 (3) 男性の働き方改革と家事・育児・介護の支援【※】
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 市政における女性の参画の推進【※】 (2) 市・企業等の意思決定過程への女性の参画の推進【※】
	3 誰もが能力を発揮できる就業環境の整備	(1) 均等な雇用機会と待遇の確保【※】 (2) 多様な働き方を受容する環境の整備【※】 (3) ひとり親家庭等に対する支援【※】 (4) 農林水産業における男女共同参画の推進【※】
	4 誰もが参加できる地域社会づくりの整備	(1) 地域づくりにおける男女共同参画の推進【※】 (2) 防災活動における男女共同参画の推進【※】 (3) 国際交流と多文化共生の推進
Ⅱ 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり	5 ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成	(1) ジェンダー平等の推進
	6 多様性を尊重する人権教育・学習の推進	(1) 多様性を尊重する学校教育の充実 (2) 多様性を尊重する社会教育の充実 (3) 多様性を尊重する共生社会のリーダーの養成
DV防止法に基づく市町村基本計画		
Ⅲ 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	7 パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成 (2) 相談体制の充実及び被害者の保護 (3) 被害者の自立に向けた支援 (4) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
	8 生涯を通じたみんなの健康の支援	(1) 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 (3) 適切な性教育の推進 (4) 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

【※】は女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

第5章 プランの内容

基本目標Ⅰ 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり

誰もが社会のあらゆる分野で活躍するためには、仕事と生活の調和を図ることが大切です。家庭生活の場では、ともすれば女性の役割と決めつけられがちな家事や育児、介護等でも、男女が共に責任を担い、協力し合うことが必要であると同時に、そのための社会的な支援も重要になってきます。

このため、市民の多様なライフスタイルに応じた育児環境や介護者への支援の充実を進め、働きながら子育て・介護等ができる就業環境の整備や啓発活動を推進します。

また、充実した心豊かな生活を送るためには家庭生活だけでなく、これを取り巻く地域や社会との関わりが重要です。男女が共に仕事と家庭生活、地域生活等を両立することができるよう、地域活動への参加促進に向けた支援等の取組を推進します。

重点項目1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点項目2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

重点項目3 誰もが能力を発揮できる就業環境の整備

重点項目4 誰もが参加できる地域社会づくりの整備

重点項目１ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策（１） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発

《現状と課題》

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

このため、社会的気運の醸成、多様な働き方を可能にする職場環境の整備、子育てや介護等に関する支援策の充実等が求められます。

《方向性》

企業や市民に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての意識啓発を行うとともに、国、県と連携して、育児・介護休業、年次有給休暇等の取得促進や、長時間労働の是正、時短勤務、テレワークやフレックスタイム制の導入等の働き方改革に向けた普及啓発を行います。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 市民に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	講座・講演会等の開催や啓発資料の配布等を行い、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。	市民活動推進課
2 企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	企業に対して、育児・介護休業及び年次有給休暇の取得促進、長時間労働の是正、時短勤務、テレワーク、フレックスタイム制の導入等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに向け働きかけます。	商工労働課
3 職員に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	職員の時間外勤務の削減や育児・介護休業及び年次有給休暇取得促進、時短勤務、テレワークの実施等、働き方の見直しに取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組みます。	人事課

施策（２） 子どもを育てやすい環境づくりと介護支援の充実

《現状と課題》

少子高齢化の進行や核家族化の増加、就労形態の変化等社会情勢の変化に加え、人々の価値観が多様化する中で、地域のつながりの希薄化により孤立する家庭が増えています。そのため、子育てや介護に対して不安感や負担感を感じる人が多くなっています。

家庭においては、男女が共に責任を担うことが必要ですが、これを補完あるいは支援していく社会的な取組が求められています。

また、近年においては、ヤングケアラーが社会的問題となっています。

このため、誰もが安心して子育てや介護ができるよう、家庭でのお互いの理解や職場の支援を促進し、子育てや介護を社会全体で支援する環境づくりが必要です。

《方向性》

市民の様々なライフスタイルに対応できるよう、保育所等の施設整備やニーズに対応した特別保育や病児保育を実施するとともに、子育ての不安や負担を解消し、親同士の交流や子育ての相談・情報提供ができる子育て総合支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育てに関する相談支援体制の更なる充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう介護支援体制を充実し、社会全体で支援する環境づくりを推進します。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 子育てを社会全体で支援するための意識啓発の推進	地域、学校、団体、事業所など、地域社会全体で子育て支援に取り組むための基本的指針となる「子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図ります。	子育て支援課
2 地域における子育て支援の体制整備	地域における子育て支援を推進するため、地域活動組織の育成支援や地域子育て支援センターの実施、ファミリーサポートセンターの会員の増加に取り組みます。	子育て支援課

具体的取組	内容	担当課
3 子育てに関する相談支援体制の充実	子育て総合支援センター「スマイルキッズ」において、子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、総合的な子育て支援・相談をワンストップで受けることができる体制を維持します。	子育て支援課 健康増進課
4 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実	延長保育や一時保育、病児保育、障がい児保育などの充実を図り、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの提供に努めます。	子育て支援課
5 放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブにおいて、児童の保護者が安心して働くことができる環境づくりに努めます。また、希望するすべての家庭が利用できる体制の整備に努めます。	子育て支援課
6 家族介護者への支援の充実	介護者の高齢化など、介護者が抱える身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護者に対する支援体制の充実を図ります。	高齢福祉課
7 ヤングケアラーの支援	家族の介護等を行っている子どもへの相談体制の充実に努めます。	子育て支援課 学校教育課

施策（３） 男性の働き方改革と家事・育児・介護の支援

《現状と課題》

人々の意識の中で長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っています。

本市が令和３年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「アンケート」という）（問５）と（問８－１）では、男性の多くは女性と比較して、家事・子育て・介護等への参加が少なく、育児休業の取得率も極めて低くなっています。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要であり、このことについて、男性が理解を深める必要があります。

《方向性》

男性の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性にとっての男女共同参画の意義に関する広報啓発活動を推進します。

また、男性が家事、子育てや介護、地域活動へ参画することを促進するため、意識啓発や職場環境の整備を進めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 男性の働き方に対する意識改革の促進	国や県、関係機関等が開催するセミナー情報や啓発資料の配布等により、テレワークや時短勤務、フレックスタイム制の導入等、男性の働き方についての意識改革を促進します。	市民活動推進課
2 男性職員の育児・介護休業制度等の普及・啓発	男性職員（市役所）への育児・介護休業取得の啓発をするとともに、休業や時短勤務等が取得しやすい職場環境の整備を図ります。	人事課
3 男性の家事・育児等に関する学習機会の充実	男性が積極的に家事や育児等に関わることができるよう、地域交流センターにおいて男性料理教室等の講座を開催します。	社会教育課

重点項目２ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策（１） 市政における女性の参画の推進

《現状と課題》

近年、政治・経済、行政、地域活動等、様々な分野で活躍する女性が増えています。その一方で、政策・方針の決定過程への女性参画はいまだ低調であるのが現状です。

平成２７年４月１日施行の「審議会等の設置及び運営等に関する指針」において、委員の構成比率が男性又は女性のいずれかに偏ることのないよう、男性及び女性の割合がいずれも構成員数の３０％を下回らないよう努めることと規定しており、市の各種審議会への女性委員の登用率は、令和４年（２０２２年）４月現在、３３．０％となっています。

男性・女性に偏ることなく様々な立場の方が市政参画することは、行政に対する市民意識や価値観が多様化している現在において、様々なニーズや配慮が反映され、より暮らしやすい社会の実現に繋がります。今後も、各種審議会等への女性登用や公募制の拡大等の取組を積極的に行う必要があります。

《方向性》

市の審議会等委員における委員の登用においては、性別に偏ることなく、様々な立場の方が市政に参画しやすいよう、SNS 等を活用しながら幅広い情報提供に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
１ 各種審議会等における女性登用の推進	各種審議会等委員の積極的な女性の登用を図ります。	人事課
２ 市政への参加の促進	市民意見公募（パブリックコメント）制度活用による多様な主体の市政への参画機会を促進します。	企画課

施策（２） 市・企業等の意思決定過程への女性の参画の推進

《現状と課題》

「男女雇用機会均等法」の改正等によって、制度上の男女平等は着実に進んでおり、管理職に占める女性職員の割合も徐々に増加してきています。

市においては、令和４年（２０２２年）４月現在の一般行政職に占める女性職員の割合は、４６．０％で、係長以上の役職者に占める女性職員の割合は、３４．９％となっています。

今後も更に、女性職員の意見をあらゆる行政分野に反映できるよう、平等取扱いの原則と能力主義を踏まえつつ、女性職員の登用、職域拡大に取り組むことが必要です。

《方向性》

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を取り入れ、特に本市においては、女性の登用を積極的に進めるとともに、企業等の民間部門に対しても、女性の登用促進に向けた協力要請等の取組を進めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
１ 女性職員の活躍推進	多様な研修による女性職員の能力開発を推進するとともに、女性職員の職域拡大を図り、職務を幅広く経験できる人事配置を展開します。	人事課
２ 事業所等における女性の参画の推進	企業、民間団体等への女性の登用が促進されるよう、啓発活動に取り組めます。	商工労働課 市民活動推進課

重点項目3 誰もが能力を発揮できる就業環境の整備

施策（１） 均等な雇用機会と待遇の確保

《現状と課題》

女性の職場進出・職域拡大が進む中で、「男女雇用機会均等法」等法制上また各種支援制度の整備等により、雇用環境の改善が進んでいますが、従来からの固定的性別役割分担意識等によって、必ずしも女性がその能力を十分発揮できる環境が実現しているとはいえません。

このため、男女が性別によって差別されることなく、個人の能力に応じた待遇が受けられるよう、男女雇用機会均等法の趣旨や内容の一層の周知が必要です。

また、女性の職業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発も大切です。

《方向性》

男女の格差是正のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を促進し、実質的な男女の均等な機会確保を目指します。また、女性の労働条件や就業環境の改善に向けて、関係機関と連携し関係法令等の周知に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 男女の均等な雇用機会確保の啓発	国や県、関係機関等と連携し、男女の均等な雇用機会や待遇の確保が図られるよう「男女雇用機会均等法」の関係法や制度などの周知に努めます。	商工労働課
2 事業所における意識改革の推進	男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者等を支援する「やまぐち男女共同参画推進事業者」等の制度周知を図り、市内の認証事業所が増えるように努めます。	市民活動推進課
3 労働相談に関する情報の提供	さまざまな労働問題に関する相談窓口を周知するとともに、その活用の推進を図ります。	商工労働課

施策（２） 多様な働き方を受容する環境の整備

《現状と課題》

新型コロナウイルス感染症拡大により、企業の意識や雇用形態も大きく変化し、テレワークやフレックスタイムの導入が促進されてきました。

こうした中で、誰もが個性豊かで自らのライフスタイルに合った働き方を選択することができ、生涯を通して充実した職業生活を送ることができる環境づくりが求められています。

このため、育児・介護等による離職者の再就職を支援するため、職業能力の開発・向上、雇用情報の提供とともに、パートタイム労働者・派遣労働者の処遇・労働条件の改善及び在宅就労者への支援に向けて、関係機関との連携を図ることが必要です。

《方向性》

育児・介護等による離職者に対する雇用情報の提供及び相談の充実を図るとともに、自己啓発への支援を行います。また、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件等を改善するため、関係機関と連携して関係法令等の周知に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 就業・再就職対策の充実促進	地域職業相談室の利用促進を図るとともに、資格や技能取得に関する情報提供を行います。また、雇用調整等により離職を余儀なくされた方々の様々な相談に対応するため、「再就職支援窓口」を開設し、再就職支援・生活支援等を行います。	商工労働課
2 雇用分野における関係法令等の周知	国や県、関係機関等と連携し、労働環境の整備等の改善が図られるよう雇用分野における関係法令や制度の周知に努めます。	商工労働課

施策（３） ひとり親家庭等に対する支援

《現状と課題》

ひとり親家庭では、仕事や子育て、家事等を一人で担わなければならない、経済的、身体的、精神的な負担が大きい、相談機能の向上や自立に向けた支援を行う必要があります。

また、女性は出産・育児等による就業の中断が多いことから、男女共同参画を推進し、均等な機会と公正な待遇の確保、女性が働きやすい就業環境の整備等に取り組む必要があります。

《方向性》

関係機関等と連携し、離職者、求職者等の雇用の安定確保を図るとともに、ひとり親家庭等の支援に取り組みます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 ひとり親家庭に対する経済的支援	児童扶養手当や医療費助成、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金など、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。	子育て支援課
2 相談業務の充実	母子父子自立支援員等による相談窓口の周知を図るとともに、相談者に応じた支援に関する様々な情報を提供します。	子育て支援課
3 就業・再就職支援の推進	地域職業相談室や再就職支援窓口における職業相談・紹介、再就職支援や、就労に必要な資格や技能習得に関する情報提供を行います。	商工労働課

施策（４） 農林水産業における男女共同参画の推進

《現状と課題》

農林水産業の自営業においては、女性が仕事・生活の両面で重要な役割を果たしていますが、必ずしもその貢献度が十分に評価されているとはいえません。

また、農林水産業の経営や事業管理の方針は男性中心に行われる等、女性の参画は進んでいないのが実情です。

このため、女性が仕事上で貢献していることを適正に評価するとともに、経営等に女性が対等なパートナーとして参画する機会を持つことが重要です。

《方向性》

女性の役割と貢献に対して適正な評価がなされ、経済的な自立が図られるよう、家族経営協定の普及や仕事に必要な経営知識等を習得できる機会の充実に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 農林水産業従事者における家族経営協定の普及	家族で農林水産業経営に従事する世帯員が、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境などについて家族間で取り組める「家族経営協定」の普及に努めます。	農業委員会
2 農林水産業の経営や起業に関する情報提供	女性に向けた農林水産業に関する経営や起業等に関する情報提供を行い、新たな担い手の育成・確保に努めます。	農林水産課

重点項目4 誰もが参加できる地域社会づくりの整備

施策（１） 地域づくりにおける男女共同参画の推進

《現状と課題》

暮らしやすい活力ある地域社会をつくる上で、誰もが地域活動に参画することは重要であり、そのためには男性の仕事優先の意識・ライフスタイルを見直すとともに、地域に残る固定的性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない協力体制が必要です。

《方向性》

誰もが地域活動に参画できるよう、意識啓発や情報提供を推進します。また、市民活動支援センターの機能の充実を図ることで、ボランティア活動やNPO活動等の活動支援に努め、誰もが共に担う地域づくりを進めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 地域活動団体等への情報提供・学習機会の充実	女性団体連絡協議会の構成団体やふるさとづくり協議会、社会教育団体等に対して、多様な主体が地域活動に参加するきっかけとなるよう情報や学習機会を提供します。	市民活動推進課
2 地域づくりの担い手の育成・活用の促進	地域交流センターの講座・教室やクラブ等の活動を支援することにより、地域づくりの担い手を育成し、生涯学習活動の促進を図ります。	社会教育課
3 ボランティア活動や NPO 活動等への支援	誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、市民活動団体や NPO の活動の情報提供を行います。また、市民活動センターを活用した市民活動団体への支援の充実を図ります。	市民活動推進課
4 地域活動団体の意思決定の場への多様な主体の参画促進	地域活動団体において性別等による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが意思決定の場へ参加できるように啓発を行います。	市民活動推進課

施策（２） 防災活動における男女共同参画の推進

《現状と課題》

被災時の避難運営において、物資の提供やプライバシーの保護等、女性や子育て世帯のニーズに対する配慮が不足している事例が見受けられます。

これからの災害時の対応については、男女共同参画の視点を踏まえ、性の多様性に配慮した避難所の環境整備等の、きめ細かい取組を進めるとともに、防災会議における女性委員の積極的な登用を進める等、女性の参画を促進することが必要です。

《方向性》

防災における男女共同参画を推進するため、固定的性別役割分担意識を見直すとともに、方針決定過程への女性の参画の促進及び女性リーダーの育成等、男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。

また、被災時には、性の多様性に配慮した取組を推進するとともに、避難者の声に耳を傾けながら災害対策の改善を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 防災会議における女性参画の推進	防災会議における女性委員の積極的な登用を進め、女性の意見を導入できる環境整備を図ります。	総務課
2 防災活動における女性参画の推進	防災の現場への女性の積極的な登用を促進するため、消防団員の加入や防災士の資格取得などにおいて、女性の参画を推進します。	総務課
3 避難所運営におけるニーズの把握	性の多様性や子育て世帯等に配慮した避難所運営のためのニーズ把握と連絡調整に努めます。	市民活動推進課 社会福祉課

施策（３） 国際交流と多文化共生の推進

《現状と課題》

我が国の男女共同参画は、国連をはじめとする「女子差別撤廃条約」や「世界女性会議」等国際的なジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進と連動して進められてきました。このため、国際社会の動向を注視するとともに、国際交流を通じた国際規範・基準の浸透を図る取組をさらに推進する必要があります。

また、国際化の進展に伴い、外国人住民に対する情報提供や相互理解がより一層必要になります。市民一人ひとりが国際社会の一員としての自覚をもち、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの視点に立った多文化共生社会の実現に取り組んでいくことが重要です。

《方向性》

友好都市との交流や国際交流団体との連携を図りながら、相互理解を促進し、国際交流の場における男女共同参画の推進に努めます。また、多文化共生に関する事業を通して誰もがお互いを尊重できる意識の醸成を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 国際理解のための学習機会の充実	外国人のための日本語教室の開催や日本語学習支援者向け講座の実施により、外国人住民への学習機会の充実を図り、またその環境整備に努めます。	市民活動推進課
2 外国人への情報提供	関係機関からの各種情報について、多言語による情報発信を行うとともに、様々な媒体を活用した情報発信に努めます。	市民活動推進課
3 友好都市交流の推進	本市の友好都市であるオーストラリア・モートンベイ市への中学生海外派遣事業をはじめとした交流事業を実施することにより、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、市民が世界の文化に触れる機会を増やします。	市民活動推進課
4 国際交流団体等への支援	市国際交流協会へ財政的・人的支援を行うことにより、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図ります。	市民活動推進課
5 多文化共生の推進	多文化共生社会の実現を図るため、外国人住民が地域社会の一員として共に生活していくための環境整備を図ります。	市民活動推進課

基本目標Ⅱ 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別や年齢等に関わりなく、お互いを一人の人間として尊重するとともに、誰もが対等な存在としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう互いに認め合うことが必要です。

人々の中に今も根強く残っている固定的性別役割分担意識や、人権問題を解消していくために、幼少期からの家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、人権尊重と男女共同参画についての認識を深める教育や取組を進め、誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくりを推進します。

重点項目5 ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成

重点項目6 多様性を尊重する人権教育・学習の推進

重点項目5 ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成

施策（１） ジェンダー平等の推進

《現状と課題》

ジェンダー平等の実現の障害となっているものの一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた、固定的性別役割分担意識があります。

令和３年度のアンケート（問１）では、「各分野における男女の地位の平等感」について、学校教育の場では約６割以上が男女平等と答える等、平等感の醸成が比較的進んでいますが、社会通念・慣習、政治経済活動等では不平等感が強く、男性が優遇されているという意識が高くなっています。

「山陽小野田市男女共同参画推進条例」では、その基本理念の中で、「男女が性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること」（第３条第１号）と規定しています。

ジェンダー平等の推進にあたっては、この理念に対する理解を深めることを基本にして取組を進める必要があります。

《方向性》

誰もが互いの違いを受け入れ、個性や能力を尊重しあい、一人ひとりを大切にすることで、ジェンダー平等意識を形成し、固定的な性別役割分担や性別の違いに関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
１ 性の多様性に関する理解促進	多様な性への理解を深めるための啓発や学習機会の提供を行い、ジェンダー平等の推進を図ります。	市民活動推進課
２ パートナーシップ制度の調査・研究	性の多様性への理解を社会全体で広げていけるよう、「パートナーシップ制度」についての調査・研究を進めます。	市民活動推進課

重点項目6 多様性を尊重する人権教育・学習の推進

施策（１） 多様性を尊重する学校教育の充実

《現状と課題》

学校では、多様性を尊重する視点に立った教育を行っています。したがって、児童生徒の学習において、性別で学習内容を変えることはありません。また、生徒会役員や学級代表等、性別で役割を決めることなく、平等に選出を行っています。近年では、校則や制服の見直しに取り組んでいます。

学校教育は、子どもたちのものの見方や考え方等を形作っていく重要な役割を担っていることから、多様性を尊重する視点に立った教育をさらに進めていくことが必要です。

《方向性》

学習指導や進路指導をはじめ、様々な学校生活の場面において、ジェンダー平等の意識に立ち、人権教育や性教育をはじめ、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の充実により、多様性を尊重する学校教育の充実に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 多様性を尊重する教育機会の充実	子どもたちが固定的な性別役割分担等にとらわれず、多様な生き方の選択ができるよう、多様性を尊重する視点に立った指導の充実に努めます。	学校教育課
2 地域とともにある学校づくりの推進	学校運営協議会、地域教育協議会による学校・地域協働活動や学校支援の推進等により、地域とともにある学校づくりを推進します。	学校教育課
3 保護者に対するジェンダー平等の意識醸成	人権教育や性教育に係る授業参観や研修会の開催、学校だより等により、保護者に対するジェンダー平等の意識の醸成に努めます。	学校教育課
4 教職員への意識啓発・研修の充実	ジェンダー平等の意識に立った無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の排除に努めるとともに、男女共同参画の意識を高めていくため、各種研修会への参加を促します。	学校教育課

施策（２） 多様性を尊重する社会教育の充実

《現状と課題》

男女共同参画の実現のためには、次代を担う子どもたちの教育と合わせて、すでに社会で活躍している多くの人々の認識を、様々な学習の場等を通して、より深めていくことが重要です。

このため、地域、職場等において、ジェンダー平等に向けた意識定着を図るとともに、誰もが社会の対等な構成員として参画できるよう、男女共同参画に関する学習情報や学習機会の提供を図る必要があります。

《方向性》

誰もが参加しやすい行事の開催や、各種講座等での啓発をさらに進めることで、生涯学習の一環としての男女共同参画学習環境の整備・充実を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 人権を考える集いの開催	多様性や人権の尊重意識の啓発を図るため、人権講座やヒューマンフェスタさんようおのだを開催し、人権啓発を推進します。	市民活動推進課
2 地域交流センターの講座や地域行事の開催	男女共同参画に関する理解を深めるため、地域交流センターの講座や地域での行事を通じた学習機会の充実を図ります。	社会教育課
3 学校施設の地域開放	男女を問わず、日常のスポーツ活動を通じた交流の場を広く提供するため、学校の体育館、運動場を開放します。	教育総務課
4 体育施設の充実	日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、誰もが運動することができる場を提供します。	文化スポーツ推進課
5 情報提供の充実	人権教育・男女共同参画に関する理解を深めるため、市広報やホームページ等による学習機会の情報提供を行います。	社会教育課 市民活動推進課

施策（３） 多様性を尊重する共生社会のリーダーの養成

《現状と課題》

近年、多くの女性が社会に進出し、様々な分野において活躍しており、これからは今以上に幅広い活動が期待されています。このため、女性が新しい社会づくりの「主体者」として、責任をもって、個性や能力を発揮できるよう、社会参画の促進を図ることが必要です。

《方向性》

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するため、女性のエンパワーメントを支援する学習機会の充実を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 女性のエンパワーメントを支援するための学習機会や情報の提供	女性の能力開発や人材育成を目的とした講座等の開催や学習機会の充実と情報提供を行います。	市民活動推進課 社会教育課
2 女性団体等への支援	女性団体等への活動支援や自主的活動及び団体間の交流会等を支援し、多様な主体からリーダーとなる人材育成と発掘に取り組めます。	市民活動推進課
3 組織充実のための支援	女性リーダーセミナーの開催、組織充実のための情報提供や講座等を行います。	社会教育課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

配偶者や恋人（以下、「パートナー」という。）、その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」という。）や、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、社会全体に深刻な影響を与えるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。あらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女が互いの身体的性差を理解し合い、心身の健康に関する正しい知識を持って健康で暮らせるよう支援します。

また、妊娠・出産・子育てへの社会的支援や、性、薬物、飲酒等に関する学校教育を実施し、全ての人が安心して暮らせるよう、社会づくりの支援や体制を整備します。

重点項目 7 パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

重点項目 8 生涯を通じたみんなの健康の支援

重点項目 7 パートナー間におけるあらゆる暴力の根絶

施策（１） パートナー間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

《現状と課題》

DV、性犯罪、ストーカーからの暴力行為等は、それ自体が身体・精神を問わず重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因の一つです。

様々な場で人権意識の浸透を図るとともに、法制度の周知等の啓発活動を通して、決して「暴力を許さない」という社会的認識を高めることが重要です。

《方向性》

パートナー間の暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、あらゆる暴力を許さない社会風土を醸成するために、啓発活動を推進します。

《具体的取組》

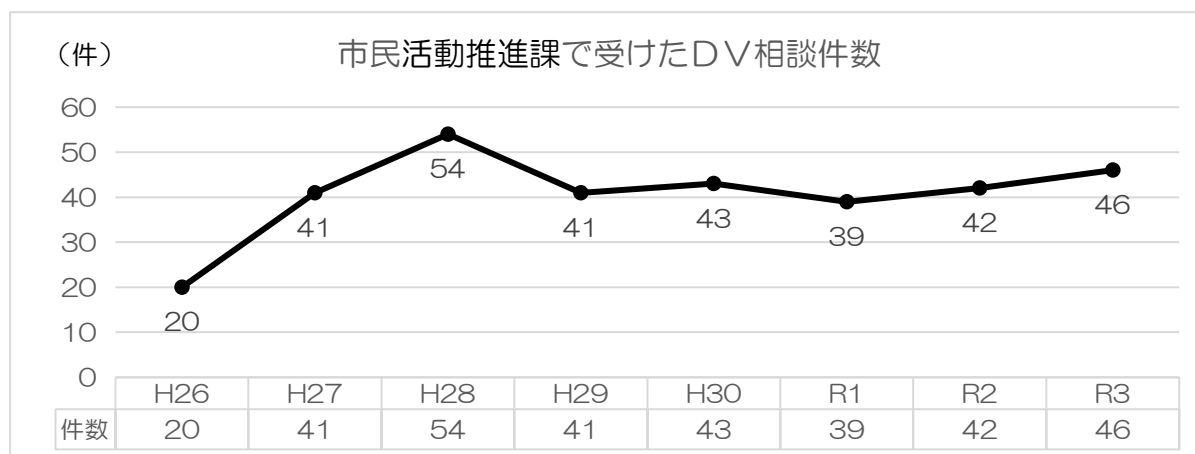
具体的取組	内容	担当課
1 DV に関する広報・啓発	パートナー間におけるDV等の暴力について正しく理解し、社会全体で暴力を許さない意識を醸成するため、市広報やホームページ、パンフレット等を活用し、啓発活動に取り組みます。	市民活動推進課
2 性犯罪・売買春・ストーカー行為等の防止啓発	ポスターやパンフレット等の配布等により、性犯罪・売買春・ストーカー行為の防止啓発に努めます。	市民活動推進課
3 デートDVに関する啓発	若年層に対して、デートDVに関する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	市民活動推進課
4 犯罪防止の環境整備	犯罪を未然に防ぐため、防犯外灯や防犯カメラを設置する自治会等に対して補助金を交付します。	生活安全課

施策（２） 相談体制の充実及び被害者の保護

《現状と課題》

令和３年度のアンケート（問１３－１）では、過去５年間の配偶者等からの暴力の有無について、「何度もあった」、「１、２度あった」の回答が最も多かったのは、「心理的攻撃（精神的な暴力）」が２０．２％、次いで「身体的暴行（身体的な暴力）」が４％となっており、前回調査と比較すると、割合が増加しています。

被害者が必要としている支援を受けられるよう、相談員が適切な情報提供等を行うとともに、関係機関、庁内関係部署との効果的な連携により円滑な保護、支援が行えるような体制を整備していくことが求められます。



《方向性》

相談窓口や相談機関を周知するために、啓発資料の作成・配布、広報紙への掲載等、各種媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

被害者が安心して相談できる体制づくりと、被害者の保護や自立支援等に迅速、適切に対応できることを目指します。また、多様化する暴力へ対応するため、庁内関係部署と連携を図るとともに、山口県男女共同参画相談センター、警察、社会福祉協議会、医療機関、民間支援団体等と情報を共有し、連携強化を図ります。

相談に当たっては、被害者の負担軽減のため、庁内関係部署との連携を図り、各種制度の申請等必要な手続きを一括して行えるワンストップ・サービスに努めます。

また、婦人相談員については積極的な研修を通じ、専門的知識の習得に努めるとともに、相談内容の秘密保持と個人情報の管理を徹底します。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 相談窓口、相談機関の周知	市広報やホームページ、パンフレットの配布等により、相談窓口・相談機関の周知に取り組みます。	市民活動推進課
2 相談体制の充実	DV 相談員を配置し、複雑化・多様化する被害者からの相談に対して、適切に対応するとともに、相談しやすい体制づくりに努めます。また、庁内関係課や関係機関と連携を強化し、きめ細やかな対応ができるよう努めます。	市民活動推進課
3 各種相談員のDV等に関する相談技術の向上	DV や男女共同参画等に関する研修に積極的に参加し、複雑化・多様化する相談内容に適切に対応できるようスキルの向上を図ります。	市民活動推進課
4 DV 被害者の安全確保	県や警察等の関係機関と連携を強化し、被害者の状況に応じて迅速な安全確保に努めます。	市民活動推進課

施策（３） 被害者の自立に向けた支援

《現状と課題》

被害者が自立した生活を送るために必要な各種制度や支援内容について、関係機関、庁内関係部署等の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供していくことが求められます。

被害者が自立した生活を送るためには、住宅の確保、就業支援、経済的支援、福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた支援が求められます。

DVは、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、保育園、学校、児童相談所等の関係機関との連携が不可欠です。

また、被害者は、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的にも不安定な状態にあるため、心身の回復、精神的自立に向けた支援も必要となります。

《方向性》

被害者の自立のために各種制度や支援内容について、被害者の状況に応じて必要な情報を一元的に提供できるよう整備します。

被害者の自立支援のため、県、関係機関、庁内関係部署等と連携し、就業支援、就学支援、生活支援等、被害者の状況に応じた各種支援の充実を図ります。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 被害者の自立に向けた情報提供	県や庁内関係課と連携し、被害者の自立に向けた相談や情報提供に努めます。	市民活動推進課
2 被害者の自立に向けた支援体制の充実	被害者の状況に応じて、県や庁内関係課、関係機関と連携し、就業や生活支援等の自立支援の充実を図ります。	関係課

施策（４） セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

《現状と課題》

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の様々なハラスメントは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

本市では、令和４年３月にハラスメント防止等に関する要綱・指針を策定し、各種ハラスメントを定義することでハラスメントを顕在化し、防止に努めるとともに、内部相談窓口と外部相談窓口を設置することで、ハラスメントに関する相談がしやすい体制づくりに努めています。

今後も、ハラスメントが重大な人権侵害であることを再認識し、法制度の周知等の啓発活動を通して、様々なハラスメントを許さないという社会的認識を高めることが重要です。

《方向性》

様々なハラスメントは、重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、ハラスメントを許さない社会風土を醸成するために、啓発活動を推進します。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
１ 様々なハラスメントの防止の啓発	市広報やホームページ等を通じてセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等の様々なハラスメント防止に向けた啓発に努めます。	市民活動推進課 人事課
２ 事業所等に対するセクシュアル・ハラスメント等に関する情報提供・啓発	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する事業主の講ずる措置に関する情報提供や啓発を行います。	商工労働課
３ 職員に対するセクシュアル・ハラスメント等に対する意識の醸成	「ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、職員のハラスメント防止に向けた意識の醸成を図ります。	人事課

重点項目 8 生涯を通じたみんなの健康の支援

施策（１） 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

《現状と課題》

高齢者の介護は、家庭だけでなく地域でも考えていかなければならない喫緊の課題です。

こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支えるシステムづくりが求められています。

また、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が地域社会で自立し、生きがいを持って生活することができるよう、福祉サービスや健康づくりのための環境整備が必要です。

男女がそれぞれ異なる身体的性差を十分に理解し合った上で、一人ひとりの人権を尊重し認め合いながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことこそが、男女共同参画社会の実現のための前提といえます。

女性は、その身体に妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期等、生涯を通して健康に関する自己管理ができるよう、健康支援の取組も必要になってきます。

《方向性》

介護の負担が女性だけにかからないよう、社会全体で支える介護保険制度の着実な実施や活用を図るとともに、高齢者や障がい者を含む全ての人が地域社会で自立し、生きがいをもって生活できるよう支援します。

また、誰もが生涯を通して健康に過ごせるよう、健康づくりの支援に努めるとともに、健康管理意識の啓発に努めます。さらに、高齢者がその豊富な知識や経験を生かし、さまざまな分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを推進します。

女性が生涯を通して、自らの健康について自由に選択し、意思決定できるよう、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識啓発や学習機会の充実に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 介護予防、認知症予防の推進	高齢者が自分らしく健やかに安心して生活を送ることができるよう、介護予防を推進し、介護予防サービスの充実を図ります。	高齢福祉課
2 健康づくりの推進	市民の健康寿命の延伸を目指すために、心身の健康を保ちつつ、誰もが年を重ねていくことができる「スマイルエイジング」を推進し、「知守」「食事」「運動」「交流」の4つの分野において、市民や関係機関と一緒に健康づくりに取り組めます。	健康増進課
3 相談体制・情報提供体制の充実	定例健康相談や高齢者相談事業等の実施、SOS 健康・情報センターからの情報発信など様々な相談体制や情報提供体制の充実を図ります。	健康増進課 高齢福祉課

施策（２） 妊娠・出産等に関する健康支援

《現状と課題》

結婚や出産年齢が上昇傾向にあることから、不妊治療や妊産婦の健康診査の充実等、安心して妊娠・出産できる環境を整備することが必要です。また、母子の健康が確保されるよう身体の健康管理はもとより、妊娠・出産・育児に対する不安軽減のための支援も行っていく必要があります。

《方向性》

妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援をするために保健体制の充実を図るとともに、正しい知識や情報を得るための機会の提供、気軽に相談できる支援体制を整備します。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 母性保護の重要性と正しい認識のための啓発	マタニティマークの周知や妊娠届出時の面接相談の実施、マタニティひろばの開催などにより、母性保護の重要性と正しい認識のための啓発に努めます。	健康増進課
2 妊娠・出産期から乳幼児期の母子保健の充実	妊娠届出時から安心して出産・育児ができるよう、健康診査や家庭訪問の実施、子育て世代包括支援センター・ココシエの設置など母子保健の充実を図り、切れ目のない支援を行います。	健康増進課
3 妊娠・出産・子育てへの社会的支援	各種健康診査の受診補助や予防接種、不妊治療費助成制度など、安心して出産、育児ができるよう社会的支援の充実を図ります。	健康増進課

施策（３） 適切な性教育の推進

《現状と課題》

インターネットや携帯電話等の普及により、児童生徒が有害情報に触れる可能性が高くなっています。有害情報や性的な被害から児童生徒を守るために、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせる必要があります。

《方向性》

地域社会において、適切な性教育を推進する中で、学校においては、学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達の段階や受容能力に応じた適切な性教育を、保護者や地域の理解、専門機関の協力を得ながら、実施していくとともに、教職員に対する性教育の内容や進め方等についての研修の充実に努めます。

《具体的取組》

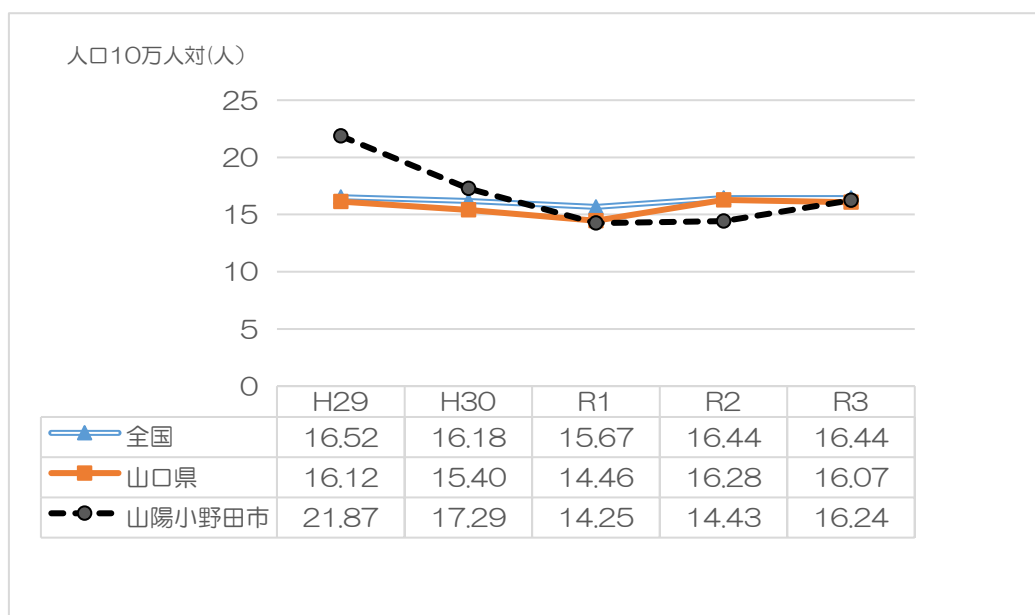
具体的取組	内容	担当課
1 性に関する学習指導の充実	学習指導要領及び学校保健・安全計画に基づいた体育科・保健体育科において適切な性教育を行います。また、学校・家庭における性に関する学習機会の充実を図ります。	学校教育課

施策（４） 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

《現状と課題》

本市の自殺による死亡率は、全国・県と比較すると近年は同程度の状況であります。コロナ禍である今だからこそ、より一層市民一人ひとりがこころの健康への関心を高めるとともに、相談窓口の普及啓発をしていくことが必要です。飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用の問題については、正しい知識を持ち、自ら判断できる社会人を育成するために、義務教育段階からの発達に応じた教育が必要です。また、飲酒は休肝日を設け、適切な飲酒量を守り健康を維持することや、喫煙については禁煙や受動喫煙対策を進めていく取組が重要です。

国・県・市の自殺死亡率の推移（人口10万人当たりの自殺者数）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

《方向性》

自殺対策については、こころの相談窓口の周知や人材育成、関係機関との連携を行っていきます。飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用の問題については、自らの健康は自ら管理できるよう、学校や地域における健康教育等に努めます。

《具体的取組》

具体的取組	内容	担当課
1 飲酒・喫煙・薬物・性感染症等に対する学校教育の実施	全小中学校において「薬物乱用ダメ。絶対。教室」の実施など、児童生徒に適切な指導を実施します。	学校教育課
2 自殺防止に関する啓発	市広報やホームページ、ラジオ等により、市の自殺の現状やうつ病等に関する正しい知識と相談機関の周知や自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発に努めます。	健康増進課
3 喫煙の害に関する啓発	子ども市民教育推進事業での健康教育や禁煙・分煙ルールの実施、禁煙外来等たばこ対策に関する周知の啓発に努めます。	健康増進課

第6章 プランの推進

1 プランの推進体制

このプランの推進にあたっては、市民、事業者、関係機関、行政等が一体となって取り組むことが必要です。そのために、関係団体との連携強化に努め、庁内では各担当部署との連携を密にし、プランの着実な推進を図ります。

また、有識者や公募による委員で構成する「山陽小野田市男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画に関する事項について調査・審議を行い、施策に反映します。

2 国、県等との連携・協力体制の充実

男女共同参画に関する先進的な取組事例等の情報の収集・発信に努めるとともに、県・他市町との連携を深めます。また、計画の推進上、必要な事項については国や県及びその他関係機関に対して要請を行います。

3 進捗状況の検証

各課へのヒアリングや市民意識調査等を実施し、プランに基づく施策の進捗状況を把握します。

さらに、男女共同参画推進施策の実施状況を「山陽小野田市男女共同参画審議会」に報告し、意見及び評価を受けてプランの進行管理に努めます。

第7章 計画の指標

本プランの進捗状況を把握し評価するため、次の通り各基本目標の指標を設定しました。

基本目標Ⅰ 誰もが活躍できる多様性のある地域社会づくり

指 標	R3 年度 現状値	R8 年度 目標値	担当課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（家庭生活の中で）	37.9%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（地域活動の中で）	39.0%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（政治経済活動の中で）	14.8%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（就職の機会や職場の中で）	28.8%	増加させる	市民活動推進課
ファミリーサポートセンター年間利用延べ件数	461 件	620 件	子育て支援課
保育所待機児童数	33 人	0 人	子育て支援課
待機児童発生クラブ数	0 か所	0 か所	子育て支援課
子育て総合支援センター「スマイルキッズ」利用者数	6,241 人	8,000 人	子育て支援課
家族介護支援事業参加者数	17 人	65 人	高齢福祉課
市の各種審議会への女性委員の登用率	33.0%	増加させる	人事課

指 標	R3 年度 現状値	R8 年度 目標値	担当課
係長級以上の役職者に占める女性職員の割合	34.9%	40%	人事課
自治会長に占める女性の割合	13.3%	増加させる	市民活動推進課
防災会議委員への積極的な女性の登用	5 名	維持	総務課
山陽小野田市在住の女性防災士の増加	24 名	25 名	総務課
やまぐち男女共同参画推進事業者数	27 事業者	増加させる	市民活動推進課
事業者におけるワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる割合	52.4%	増加させる	市民活動推進課
市の男性職員の育児休業取得率	11.1%	30%	人事課

基本目標Ⅱ 誰もが尊重し合い多様性を認め合う意識づくり

指 標	R3 年度 現状値	R8 年度 目標値	担当課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（法律・制度の面で）	31.6%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（社会通念・慣習・しきたり等で）	12.8%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（社会全体として）	14.8%	増加させる	市民活動推進課
男女の地位の平等感について平等と感じる人の割合（学校教育の場で）	57.3%	増加させる	市民活動推進課
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成する者の割合	33.4%	減少させる	市民活動推進課
女性会リーダーセミナー参加人数	134 人	300 人	社会教育課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

指 標	R3 年度 現状値	R8 年度 目標値	担当課
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（身体的暴行）	4.0%	減少させる	市民活動推進課
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（心理的攻撃）	20.2%	減少させる	市民活動推進課
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（経済的圧迫）	3.7%	減少させる	市民活動推進課
5年間に配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合（性的強要）	3.4%	減少させる	市民活動推進課
住民運営通いの場の設置数	90 か所	121 か所	高齢福祉課
がん検診受診率	7.8%	13%	健康増進課
介護支援ボランティア登録人数	175 人	250 人	高齢福祉課
安心相談ナースホン事業利用者数	322 人	441 人	高齢福祉課
事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に取り組んでいる割合	64.6%	増加させる	市民活動推進課

参考資料

男女共同参画に関する行政のあゆみ

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
1975 (S50)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	●山口県女性問題対策審議会 「国際婦人年に考える」建議 ●山口県女性問題対策審議会 「国際婦人年行動計画について」建議
1976 (S51)	「国連婦人の十年」始まる (1976～1985)		
1977 (S52)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置	
1978 (S53)			●山口県の婦人の現状発行 ●「山口県婦人関係行政推進協議会」設置
1979 (S54)	国連第 34 回総会 「女子差別撤廃条約」採択	「女子差別撤廃条約」署名	●「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」策定 ●勤労婦人懇話会設置
1980 (S55)	「国連婦人の十年」中間年 世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		●山口県婦人行動対策会議発足
1981 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982 (S57)			●婦人対策室新設 ●婦人就業センター開設 ●山口県婦人団体連絡協議会発足
1984 (S59)		「国籍法」改正	
1985 (S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	●「婦人の生活と意識に関する実態調査」実施
1986 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充 (構成を全省庁に拡大) 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987 (S62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	●山口県婦人教育文化会館竣工 ◆「小野田市女性団体連絡協議会」発足
1988 (S63)		女子差別撤廃条約実施状況 第 1 回報告審議	●「第二次山口県婦人行動計画」策定 ◇「山陽町女性団体連絡協議会」発足
1990 (H2)	国連婦人の地位委員会拡大 大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●婦人問題に関する意識調査実施 ◇「山陽町女性問題対策審議会」設置 ◇「山陽町における女性の地位向上及び社会参加に関し、取り組むべき当面の課題と方策について」諮問
1991 (H3)		「育児休業法」公布	
1992 (H4)			◇「山陽町における女性の地位向上及び社会参加に関し、取り組むべき当面の課題と方策について」答申

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
1993 (H5)	世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法) 公布	●家庭責任に対する男女の役割と期待に関する意識調査 ●「第二次山口県婦人行動計画」一部改定(愛称:やまぐち女性プラン) ●やまぐち女性財団設立
1994 (H6)	国際人口開発会議(カイロ) 行動計画採択	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議	●「女性青少年課」に課名変更 ◇「山陽町婦人行動計画 さんよう女性プラン(仮称)の策定について」諮問
1995 (H7)	第4回世界女性会議(平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	●やまぐち女性プラン推進本部設置 ◇山陽町女性問題対策審議会が町民約1,000人を対象としたアンケート実施
1996 (H8)		男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク) 発足 「男女共同参画 2000年プラン」策定	●「企画部女性青少年課」から「環境生活部女性青少年課」に変更 ◆「小野田市女性問題対策委員会」と「小野田市女性団体連絡協議会」が女性問題に関する建議、要望書を提出 ◆「女性行政推進室」新設 ◆「小野田市女性問題対策委員会」を発展的解消し、「小野田市男女共同参画審議会」を設置 ◆「小野田市男女共同参画推進協議会」設置 ◆「女性問題に関する意識調査」実施
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998 (H10)			●「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ●「やまぐち女性プラン推進本部」から「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」に変更 ●女性副知事就任 ◆「おのだ男女共同参画プラン」策定
1999 (H11)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	●山口県女性問題対策審議会に「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」諮問
2000 (H12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) ミレニアム開発目標(MDGs) 設定(目標3: ジェンダー平等推進と女性の地位向上) 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」公布、施行	●「山口県男女共同参画推進連携会議」設立 ●山口県女性問題対策審議会「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」答申 ●女性青少年課「女性係」を「男女共同参画推進班」に改組 ●「山口県男女共同参画推進条例」公布、施行 ●「山口県男女共同参画審議会」設置 ●やまぐち男女共同参画相談室開設 ◇「さんよう男女共同参画プラン(仮称)について」答申

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
2001 (H13)		男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 第1回男女共同参画週間（以降、毎年実施） 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について」諮問 ●「女性青少年課」を「男女共同参画課」に改組 ●「山口県男女共同参画相談センター」開設 ●「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」から「山口県男女共同参画推進本部」に変更 ●山口県男女共同参画審議会「男女共同参画推進の基本計画策定に当たっての基本的考え方」答申 ◇「男女共同参画地域フォーラム in 厚狭郡」開催 ◇「さんよう男女共同参画プラン」策定 ◆「男女共同参画に関する意識調査」実施
2002 (H14)		アフガニスタン復興支援国際会議（東京開催）（「女性の地位向上」が、日本が重点的に貢献すべき事項となる） アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画の策定について」諮問 ●山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画(案)について」答申 ●「山口県男女共同参画基本計画」(きらめき山口ハーモニープラン)策定 ◆「女性行政推進室」を「男女共同参画推進室」に改組
2003 (H15)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	◆「第2次おのだ男女共同参画プラン」策定
2004 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	◆「小野田市男女共同参画推進条例」公布、施行
2005 (H17)	国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	☆平成17年3月22日小野田市と山陽町の1市1町が合併し、山陽小野田市誕生 ☆「山陽小野田市男女共同参画推進条例」公布、施行 ☆「山陽小野田市男女共同参画推進本部」設置 ☆「山陽小野田市男女共同参画審議会」設置 ☆各種団体等へ広聴及び意識調査実施
2006 (H18)		「男女雇用機会均等法」改正 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ☆高校生の意識調査実施

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
2007 (H19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●「山口県男女共同参画基本計画（改定版）」策定 ☆「さんようおのだ男女共同参画プラン」策定
2008 (H20)			●やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度創設 ●女性のチャレンジ応援サイト開設
2009 (H21)		「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）」策定
2010 (H22)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） 国連グローバル・コンパクト（UNGC）とUNIFE（現UN Women）が女性のエンパワーメント原則（WEPs）を共同で作成	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合（東京開催） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	☆「男女共同参画に関する市民アンケート」実施 ☆「女性の日」創設・記念事業実施
2011 (H23)	UN Women 正式発足		●「山口県男女共同参画基本計画（第2次改定版）」策定
2012 (H24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		☆さんようおのだ男女共同参画プラン（改訂版）策定 ☆男女共同参画宣言都市となる
2013 (H25)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行） 「日本再興戦略」閣議決定（中核に「女性の活躍推進」を位置づけ。） 「ストーカー規制法」改正	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定版）」策定
2014 (H26)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW！Tokyo2014）開催（以降、毎年開催）	●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ●「男女間における暴力に関する調査」実施

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◇山陽町	◆小野田市 ☆山陽小野田市
2015 (H27)	国連「北京+20」記念会合 (第59回国連婦人の地位 委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議 (仙台) 「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開 設 「持続可能な開発のため の2030 アジェンダ」 (SDGs) 採択(目標5: ジェンダー平等を達成し すべての女性及び女児の 能力強化を行う)	「女性活躍加速のための 重点方針2015」策定(以 降、毎年策定) 「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法 律」公布(翌年、全面施行) 「第4次男女共同参画基 本計画」閣議決定 安保理決議1325号等 の履行に関する「女性・平 和・安全保障に関する行 動計画」策定		
2016 (H28)		女子差別撤廃条約実施状 況第7回及び第8回報告 審議 「女性の活躍推進のため の開発戦略」策定 「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」 改正 G7 伊勢・志摩サミット 「女性の能力開花のため のG7 行動指針」及び「女 性の理系キャリア促進の ためのイニシアティブ (WINDS)」に合意 「ストーカー規制法」の 改正(翌年全面施行)	●「第4次山口県男女共同参画基本計画」策 定 ●「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計 画」策定 ●やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度 創設 ☆「男女共同参画に関する市民アンケート調 査」実施	
2017 (H29)		「育児・介護休業法」改正 刑法改正(強姦罪の構成 要件及び法定刑の見直し 等)	●やまぐち性暴力被害者支援システム「あさ がお」開設	
2018 (H30)		「政治分野における男女 共同参画の推進に関する 法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラス メント対策の強化につい て～メディア・行政間で の事案発生を受けての緊 急対策～」策定		
2019 (H31 R1)		「女性活躍推進法」改正 「配偶者暴力防止法」改 正	●「男女共同参画に関する県民意識調査」実 施 ●「男女間における暴力に関する調査」実施 ☆第3さんようおのだ男女共同参画プラン (改訂版)策定	
2020 (R2)	第64回国連女性の地位委 員会「北京+25」記念会 合(ニューヨーク)	「第5次男女共同参画基 本計画」策定		

年	世 界(国連)	日 本	●山口県 ◇山陽町 ◆小野田市 ☆山陽小野田市
2021 (R3)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正、施行 「育児・介護休業法」改正	●「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定 ●「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」策定 ☆「男女共同参画に関する市民アンケート調査」実施
2021 (R4)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	
2023 (R5)			☆第4さんようおのだ男女共同参画プラン（改訂版）策定

山陽小野田市男女共同参画推進条例

平成 17 年 3 月 22 日条例第 33 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 15 条）

第 3 章 雑則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保され、互いに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利を目的とした事業を行う法人又は個人、公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が性別により差別されることがなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者、民間の団体等における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女がそれぞれの家庭生活、職業生活その他

社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を担うこと。

- (5) 生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し男女が互いの意思を尊重すること及び互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。

- (6) 男女共同参画の推進が国際社会での取組を十分理解して行われること。

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するに当たり、国、県、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第 7 条 すべての人は、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）
- (3) 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

- 2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について、必要な広報活動その他啓発に努めるものとする。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第 8 条 すべての人は、公衆に表示する情報において、前条第 1 項各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

第 2 章 基本的施策

（男女共同参画計画）

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画

(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を採るものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(市民等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を通じて、適切な措置を講ずるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談の対応等)

第12条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については関係機関と連携して、適切な処理をするよう努めるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第14条 市は、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携しつつ、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第3章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

山陽小野田市男女共同参画審議会規則

平成 17 年 3 月 22 日規則第 25 号
最終改正：令和 2 年 3 月 31 日規則第 19 号

(趣旨等)

第 1 条 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例(平成 17 年山陽小野田市条例第 30 号)第 3 条の規定に基づき、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

(1) 山陽小野田市男女共同参画推進条例(平成 17 年山陽小野田市条例第 33 号)第 9 条第 1 項に規定する計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的及び重要事項

3 審議会は、前項に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、15 人以内とし、学識経験を有する者及び公募により選出された者のうちから市長が委嘱する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 18 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日規則第 14 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 28 号)抄
1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 14 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 19 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条―第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条―第 28 条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の

対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにか

んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴

いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見

を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場

合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に

対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項

並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを

防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、

抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二

号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。))に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。))及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。))及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 (平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。))に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第

十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大につい

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２ 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

１ この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条―第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条―第二十九条)

第五章 雑則(第三十条―第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取

組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項

中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の

その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状

況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の

命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者
(令元法二四・旧第三十條繰下・一部改正)

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一條繰下・一部改正)

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二條繰下・一部改正)

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三條繰下・一部改正)

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四條繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八

条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

)

用語解説

用 語	解 説
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定的観念となっていく。
NPO	Non Profit Organization の略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。
エンパワーメント	自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力等、一人ひとりが力をつけること。第4回世界女性会議におけるキーワードの一つ。
家族経営協定	農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくり等について、家族の話し合いにより取り決めるもの。
期間合計特殊出生率	ある期間（１年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（１５～４９ 歳）の女性の出生率を合計したもの。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれについての生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ストーカー行為	特定の者に対する好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨感情を充足する目的で、その特定の者や家族に対して行うつきまとい、待ち伏せ等の行為を「つきまとい等」とし、この行為を同一者に対し、繰り返し行うこと。（「ストーカー規制法」の定義）

セクシュアル・ハラスメント	広義では、「他の人を不快にさせる性的な言動のこと」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）
DV（ドメスティック・バイオレンス）	一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」と呼ぶ。
特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、特定事業主（国の各府省や地方公共団体）が、職員の子どもたちの健やかな出生と育成を支援するため、策定・推進する計画。また、「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組内容や目標を定めた計画。
パートナーシップ制度	お互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓した同性のカップルに対して、地方自治体が独自の証明書を発行する制度。
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

第4次さんようおのだ男女共同参画プラン

発行年月 令和5年3月
発 行 山陽小野田市
編 集 山陽小野田市市民部市民活動推進課
〒756-8601
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
TEL：(0836) 82-1137
FAX：(0836) 83-2604

